

令和7年度 東京都 中小企業制度融資 案内

「東京都中小企業制度融資」とは…

由小企業のみならず、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。

- H T T・女性活躍・DX の推進や、テレワーク・育業等への取組のほか、創業・スタートアップ、事業転換、経営の安定化等のニーズに応じた多様な融資メニューをご利用いただけます。
- 融資と併せて、信用保証料の補助や経営支援などを受けられる融資メニューがあります。

主な新規・拡充内容

中小企業の様々な取組を資金面から支援します！

○「政策課題対応資金(HTT・女性活躍・DX・育業等)」【拡充】

- 「DX・イノベーション育成支援」：①パートナーシップ構築を宣言し公表、②国の「DX認定」等を取得した中小企業者等を対象に追加（信用保証料：小規模企業者 1/2 補助）
- 「女性活躍推進融資」：①国の「えるぼし認定」を取得、②女性活躍推進法で公開義務がなく、国の女性活躍推進データベースへ登録した中小企業者等を対象に追加（信用保証料：全事業者 1/2 または 2/3 補助）
- 「働き方改革支援」：賃上げを行い、生産性向上等に取り組む中小企業者等を対象に追加（信用保証料：全事業者 2/3 補助）

○「プロパー協調＜全国統一保証制度：協調支援型特別保証＞」【新設】

- 民間金融機関による積極的な経営支援を促し、中小企業の多岐にわたる経営課題に対応した資金繰りを支援（国が R7 年度から 3 年間、段階的に保証料を補助）

○「スタートアップ支援」【拡充】

- 「創業融資」を利用している中小企業者等を対象に追加（信用保証料：全事業者 2/3 補助）

○「海外展開支援」【拡充】

- 融資対象の支援機関を追加するほか、融資期間を拡充（10 年→15 年）

○「経営力強化保証対応型」の継続

- 金融機関をはじめとする支援機関が継続的に経営支援を行いながら資金繰りを支援する、国の保証制度を活用したメニューを継続

○「経営一般」【拡充】

- 営業利益率が前年同期比 20%以上減少した中小企業者等を対象に追加するとともに、融資限度額を引上げ（1 億円→2 億 8 千万円）
- 米国関税措置関連により、事業活動に支障を生じている中小企業者等を融資対象に追加（信用保証料：全事業者 1/2 補助）

【令和7年4月25日追加】

○「フェニックス金融支援パッケージ」（経営改善）【改定】

- 国の経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）に対応
- 抜本的な経営改善に対する都の支援（信用保証料：全事業者負担分の 2/3 相当分を補助）

○「事業再構築・業態転換」【拡充】

- 様々な課題を抱える中小企業に対し、金融機関等と連携して資金繰りと経営改善を支援する仕組みを対象に追加（信用保証料：全事業者 2/3 補助）

○「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」の継続

エネルギー危機、円安等の要因、売上や利益率減少（いずれも△10%）などの様々な経営悪化要因により事業活動に影響が生じる中小企業者等を支援

- 都の感染症融資（※）の借換にも対応（融資限度額 2.8 億円の範囲内）※利子補給は引き継がれません
- ※令和元年度・2 年度東京都中小企業制度融資「危機対応融資（コロナのみ）」「感染症対応」「感染症借換」（「感染症全国」は対象外）
- 信用保証料：8 千万円まで全事業者 4/5 補助・8 千万円超は小規模企業者 3/4 補助・小規模以外 2/3 補助

このパンフレット掲載の情報は、令和7年4月25日時点のものです

東京都産業労働局金融部金融課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第一本庁舎 19 階北側 TEL 03-5320-4877



■ご利用いただける方

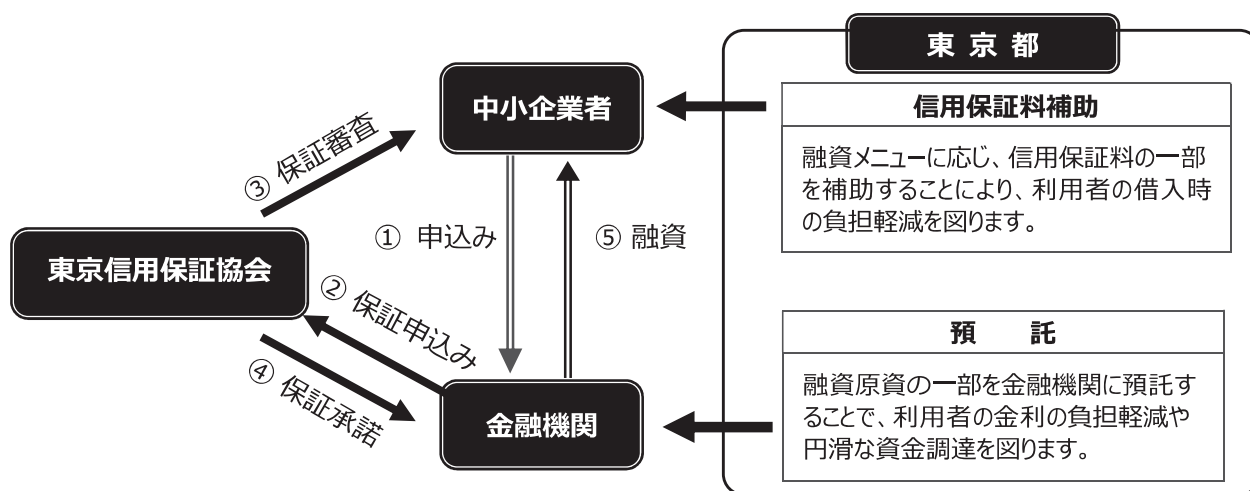
原則として、次の1から4までを全て満たす方が対象となります。

- 1 東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）があり、信用保証協会の保証対象業種を営む**中小企業者**又は**組合**（保証対象とならない業種：農林・漁業、宗教法人等）

▶ **中小企業者の定義は8ページをご覧ください。**

- 2 許認可等が必要な業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- 3 事業税等の未申告、滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。
- 4 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

都制度融資のしくみ（お申込みの流れ）



【お申込みの流れ】

- ①② 取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口で融資をお申し込みください。
東京信用保証協会（以下、「保証協会」といいます。）への保証申込みについても、取扱指定金融機関を通じ、融資申込みとあわせて行います。
- ③④ 保証協会は、保証審査を行い、保証の諾否を決定します。
- ⑤ 保証協会が保証を承諾した後、取扱指定金融機関が融資を実行します。

※ 東京都産業労働局金融部金融課、商工会議所、商工会、東京都中小企業団体中央会、（公財）東京都中小企業振興公社等の相談窓口からも申し込むことができます（融資メニューにより、お取り扱いができない場合があります。）。

※ 申込みにあたっては、仲介手数料、あっせん料等を要求するいわゆる金融あっせん屋にご注意ください。金融あっせん屋、暴力団等の第三者が介入する保証申込みは一切取扱いいたしません。

▶ 信用保証協会

信用保証協会とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際にその債務を保証し、利用者の信用を補完する機関で、信用保証協会法に基づく国の認可を受けた公的機関です。信用保証協会は、経営者の経営意欲、事業への取組姿勢、事業経歴、資金の使途、返済能力等を総合的に審査し、保証の諾否を決定します。東京都中小企業制度融資（以下、「都制度融資」といいます。）をご利用いただく場合は、保証協会の保証が必要となります。

▶ 取扱指定金融機関

都制度融資を取り扱うことのできる金融機関として、3ページの92金融機関が指定されています。

取扱指定金融機関（92金融機関・50音順）

普通銀行	足利、阿波、伊予、SBJ、愛媛、大垣共立、香川、北日本、京都、きらぼし、きらやか、群馬、京葉、高知、埼玉りそな、静岡、静岡中央、常陽、スルガ、大光、第四北越、大東、千葉、千葉興業、中国、筑波、東京スター、東邦、東和、徳島大正、栃木、富山第一、八十二、東日本、百十四、北陸、北國、みずほ、三井住友、三井住友信託、三菱UFJ、武蔵野、山口、山梨中央、横浜、りそな
政府系金融機関	商工組合中央金庫
信用金庫	青木、朝日、足立成和、青梅、亀有、川崎、興産、小松川、西京、さわやか、芝、湘南、城南、城北、昭和、巣鴨、西武、世田谷、瀧野川、多摩、東栄、東京、東京三協、東京シティ、東京東、東京ベイ、飯能、目黒、横浜
信用組合	あすか、東、共立、江東、七島、青和、全東栄、第一勧業、大東京、東京厚生、東浴、中ノ郷、ハナ、文化産業
農協・漁協系統金融機関	東京都信用農業協同組合連合会、東日本信用漁業協同組合連合会

※ 下線のある金融機関は、都制度融資において変動金利を取り扱いません。

※ 融資メニュー「金融機関提案融資」は、別に定める金融機関のみのお取扱いとなります。

申込書類

申込書類は以下のとおりです。

1 共通書類

【法人の方】

- (1) 信用保証委託申込書…………… 1 部
- (2) 信用保証委託契約書…………… 1 部
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書…………… 2 部
- (4) 印鑑証明書（申込人及び代表者のもの）…………… 1 部
- (5) 商業登記簿謄本…………… 1 部
- (6) 確定申告書（決算書）の写し（原則直近2期分）…………… 2 部
- (7) 法人税又は事業税の納税の確認ができる書類…………… 1 部
- (8) 見積書又は契約書の写し（設備資金の場合のみ）…………… 1 部

【個人の方】

- (1) 信用保証委託申込書…………… 1 部
- (2) 信用保証委託契約書…………… 1 部
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書…………… 2 部
- (4) 印鑑証明書（申込人のもの）…………… 1 部
- (5) 所得税の確定申告書の写し（原則直近2期分）…………… 2 部
- (6) 所得税又は事業税の納税の確認ができる書類…………… 1 部
- (7) 見積書又は契約書の写し（設備資金の場合のみ）…………… 1 部

2 融資メニューにより必要となる書類

上記のほかにも、融資メニューにより必要となる書類がある場合があります。詳細は、各メニューの融資条件の「必要書類」をご覧ください。

- 融資利率は、融資メニュー、融資期間、責任共有制度の対象・対象外等によって異なります。
- 1 責任共有制度対象 : 信用リスクの80%を信用保証協会が、20%を金融機関が負担
 - 2 責任共有制度対象外 : 信用リスクの全てを信用保証協会が負担
- 上記のどちらが適用されるかについては、ご利用になる取扱指定金融機関にご相談ください。
- 融資メニューには、固定金利・変動金利を選択できるものがあります。（一部金融機関では、都制度融資における変動金利の取り扱いがありません。）

1 責任共有制度の対象となる場合

融資メニュー	固定金利 [融資期間ごとに設定]					変動金利 (※)
	3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超 15年以内	
女性活躍推進	1.45%以内			1.95%以内		－
DX・イノベーション・産業育成支援、働き方改革支援、ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援、HTT・ゼロエミッション支援、事業・業態転換	1.85%以内			2.35%以内		－
組合向け	2.25%以内	2.45%以内	2.65%以内	2.85%以内	－	短プラ+0.9%以内
創業	1.85%以内	1.95%以内	2.15%以内	2.35%以内		短プラ+0.4%以内
事業承継、経営セーフ、経営一般、経営改善、危機対応、スタートアップ支援、M&A促進、エネルギー・ウクライナ・円安等	1.85%以内	1.95%以内	2.15%以内	2.35%以内	2.55%以内	－
補助金・助成金つなぎ、海外展開支援、ビジネスチャンス・ナビ、設備投資・企業立地促進、経営強化、チャレンジ	1.85%以内	1.95%以内	2.15%以内	2.35%以内	2.55%以内	短プラ+0.4%以内

2 責任共有制度の対象外となる場合

融資メニュー	固定金利 [融資期間ごとに設定]					変動金利 (※)
	3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超 15年以内	
女性活躍推進	1.25%以内			1.75%以内		－
DX・イノベーション・産業育成支援、働き方改革支援、ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援、HTT・ゼロエミッション支援、事業・業態転換	1.65%以内			2.15%以内		－
小口 フリーランス、組合向け、クイックつなぎ (小口)	2.05%以内	2.25%以内	2.45%以内	2.65%以内		短プラ+0.7%以内
創業	1.65%以内	1.75%以内	1.95%以内	2.15%以内	－	短プラ+0.2%以内
事業承継、経営セーフ、経営一般、経営改善、危機対応、スタートアップ支援、M&A促進、エネルギー・ウクライナ・円安等	1.65%以内	1.75%以内	1.95%以内	2.15%以内	2.35%以内	－
補助金・助成金つなぎ、海外展開支援、ビジネスチャンス・ナビ、設備投資・企業立地促進、経営強化、チャレンジ	1.65%以内	1.75%以内	1.95%以内	2.15%以内	2.35%以内	短プラ+0.2%以内

3 金融機関所定利率

融資メニュー	金融機関提案、事業一般・小規模特別、協調支援型 (事業一般)、経営者保証非提供促進型 (事業一般)、プロパー借換 (経営者保証非提供促進型)、クイックつなぎ (事業一般)、極度枠設定、特別借換、企業再生
--------	---

● 融資利率の優遇措置

以下については、融資利率の優遇措置があります。

- ・「HTT・ゼロエミッション支援」の脱炭素化促進支援特例を利用する場合 … **0.6%優遇**
- ・「働き方改革支援」の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例、
「小口」の小口支援特例、「創業」の創業支援特例、「創業経保」の
創業経保支援特例を利用する場合 … **0.4%優遇**
- ・「HTT・ゼロエミッション支援」の地域金融機関による脱炭素化支援特例、
「経営強化」の強化認定革新特例、「事業・業態転換」の省エネルギー推進支援特例又は
「事業承継」の事業承継支援特例を利用する場合 … **0.2%優遇**
- ・「組合向け」の官公需適格特例を利用する場合 … **0.1%優遇**

責任共有制度とは

従来、制度融資をご利用いただく際には、保証協会が原則として信用リスクの全てを負担していましたが、平成19年10月1日から、保証協会と金融機関が責任を共有する「責任共有制度」が導入され、下記を除き、金融機関が信用リスクの20%相当を負担することになりました。

< 責任共有制度対象外となる保証 >

- ・ 経営安定関連（セーフティネット）保証（1から4号及び6号）
- ・ 小口零細企業保証制度に係る保証
- ・ 求償権を消滅させることを目的とした保証
- ・ 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援対応型）制度に係る保証
- ・ 特別小口保険に係る保証
- ・ 創業関連保証
- ・ 災害関係保証
- ・ 東日本大震災復興緊急保証
- ・ 事業再生保険に係る保証
- ・ 危機関連保証

信用保証料

- 信用保証料とは、信用保証協会が債務の保証を行うために、利用者に負担していただく費用です。
- 信用保証料率は、責任共有制度の対象・対象外や経営状況等によって異なります。都制度融資の信用保証料率は、一般的な信用保証料率よりも低く設定されております。また、東京都が信用保証料の一部を信用保証協会に対して補助することにより、利用者の負担軽減を図っています。

責任共有制度の対象となる場合			責任共有制度の対象外となる場合		
区分(残高を含む合計額)		信用保証料率(年率)	区分(残高を含む合計額)		信用保証料率(年率)
500万円以下		0.27% ~ 1.19%	500万円以下		0.30% ~ 1.38%
1,000万円以下		0.33% ~ 1.33%	1,000万円以下		0.37% ~ 1.54%
1,000万円超	有担保	0.35% ~ 1.39%	1,000万円超	有担保	0.40% ~ 1.62%
	無担保	0.45% ~ 1.49%		無担保	0.50% ~ 1.72%

※セーフティネット保証等の特例保証が適用される場合は0.34%~0.80%、「事業承継経営者保証不要型（専門家の確認を受けた場合）」は、0.2%~1.15%、「創業経営者保証不要型」「再生支援（法的整理）」「協調支援型特別保証」を利用する場合は保証協会の定めるところによります。

※会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類、公認会計士又は監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書（写し）のいずれかを提出された場合は信用保証料率が0.1%優遇されます（ただし、個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。）。

※「事業者選択型経営者保証非提供制度」を適用する場合は、上記の信用保証料率に0.25%~0.45%が上乗せされます。

保証人及び物的担保

【保証人】

- 法人の場合…必要となる場合があります。ただし、代表者以外の連帯保証人は原則として不要です。
- 個人の場合…連帯保証人は原則として不要です。
- 組合の場合…必要となる場合があります。必要な場合は、原則として代表理事のみを連帯保証人としますが、個々の組合の事情に応じ他の理事を連帯保証人とすることができます。

なお、国の「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、原則として利用者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、保証協会が認める場合、法人代表者等の保証を不要とすることができます。

(1)申込金融機関が、そのプロパー融資（信用保証協会又は保証会社等による保証を付さない融資）について法人代表者等の保証を不要とし、担保による保全が図られていない場合であって、法人と代表者の分離、債務超過でもなく2期連続赤字でもない等の要件を充足している場合。

(2)法人又は代表者本人等が所有する不動産について担保提供があり、十分な保全が図られる場合

また、上記(1)、(2)を満たさない場合であっても、以下のいずれにも該当する場合、信用保証料の上乗せによって法人代表者等の連帯保証を不要とすることを選択できます。

（事業者選択型経営者保証非提供制度の適用）

- ア 過去 2 年間（法人の設立日から 2 年経過していない場合は、その期間）において貸借対照表、損益計算書等その他の財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類を当該金融機関の求めに応じて提出している場合
- イ 直近の決算書において代表者への貸付金等がなく、かつ、代表者への役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていない場合
- ウ 直近の決算において債務超過ではない（純資産の額がゼロ以上である）こと、又は直近 2 期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字ではない場合
- エ 上記ア及びイの要件について、継続的に充足することを誓約する「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」を提出している場合
- オ 中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望している場合

【物的担保】

- 既往の保証付融資残高と新規の保証付融資額の合計が 8,000 万円以下の場合は、原則として無担保とします。合計が 8,000 万円を超える場合は、物的担保が必要となります。
- ※ 詳細については、融資ごとに定めます。

用語説明

▶ 組合

中小企業信用保険法（以下、「信用保険法」といいます。）第 2 条第 1 項に定める中小企業者のうち同項第 3 号、第 4 号及び第 7 号から第 11 号までに定める組合をいいます。

※ 対象となる組合の例：中小企業等協同組合、消費生活協同組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、酒造組合、酒販組合、内航海運組合 等

▶ 固定金利

融資実行時の融資利率が完済まで適用される金利です（条件変更時を除く。）。なお、固定金利は毎年 4 月と 10 月に指標となる金利水準等を勘案して見直しを行います。

▶ 変動金利

融資実行後の融資利率が、借入期間中の短期プライムレート（短プラ）の水準に合わせて変動する金利です。なお、短期プライムレートとは、最も信用度が高い企業に貸し出す際に適用する短期（1 年以内）の最優遇金利のことです。各金融機関によって異なる場合がありますので、ご利用の際は取引金融機関にご確認ください。

▶ 金融機関所定利率

金融機関が融資案件ごとに定める利率です。ご利用の際は取引金融機関にご確認ください。

▶ セーフティネット保証

信用保険法第 2 条第 5 項の 1 号から 8 号に基づき、主務大臣が指定する事由（下記参照）に該当していることを区市町村長が認定した場合に適用される保証です。セーフティネット保証が適用される場合、以下の別枠保証が受けられます。

- ・ 無担保 8,000 万円（無担保無保証人 2,000 万円を含む。）
- ・ 有担保 2 億円

【セーフティネット保証の対象となる事由】

- 1 号 大型倒産の発生により影響を受けている。
- 2 号 取引先企業の事業活動の制限により影響を受けている。
- 3 号 特定地域の災害等により影響を受けている特定業種を営む。
- 4 号 特定地域の災害等により影響を受けている。
- 5 号 全国的に業況が悪化している業種に属している。
- 6 号 金融機関の破綻により資金繰りが悪化している。
- 7 号 金融機関の合理化（支店の削減等）に伴い借入が減少している。
- 8 号 整理回収機構（RCC）又は産業再生機構に貸付債権が譲渡されたが、再生可能である。

その他注意事項

- 以下の(1)～(7)のいずれかに該当する場合は、都制度融資をご利用いただけません。
 - (1) 信用保証協会の保証付融資の返済が不能となり、かわって信用保証協会から金融機関に対する支払い（代位弁済）を受けた先で、信用保証協会に債務（求償債務）が残っている場合
 - (2) 原則として、信用保証協会に対し、求償権の保証人として保証債務を負っている場合
 - (3) 銀行取引停止処分を受けている場合（原則として1回目の不渡りを出して6か月を経過していない場合を含む。）。なお、法人の代表者が銀行取引停止処分（1回目の不渡りを含む。）を受けている場合は、当該法人も原則として利用できません。
 - (4) 破産、民事再生、会社更生等法的手続中又は内整理等私的手続中の場合（それぞれ、申立て中の場合を含む。）。ただし、民事再生法等に基づく再生計画の認可を受けた場合などは「企業再生（法的整理）」の申込みができる場合もあります。
 - (5) 最終登記後12年以上経過した株式会社で、会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされた場合
 - (6) 信用保証協会の保証付融資又は金融機関固有の融資について、延滞等の債務不履行がある場合
 - (7) 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- 保証契約にあたっては、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ適切な対応に努めることとしています。
- この案内は、都制度融資の内容をお知らせするものです。個別の融資については審査の上で実行するため、ご希望に添えない場合があります。また、法律の認定・承認等が要件になっている融資メニューについても、認定・承認等によって自動的に融資、保証に結びつくものではありません。
- 融資条件は、融資メニューやお申込み内容によって異なりますので、詳細はお近くの取扱指定金融機関又は62～63ページの相談窓口までお問い合わせください。

▶ 中小企業者

次の表のいずれかに該当するものをいいます。

(中小企業信用保険法第2条第1項による。)

業 種	資本金※ ¹	従業員数※ ¹
製 造 業 等 ※ ²	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下※ ³
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業 ※ ⁴	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅行業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下※ ³
医 療 法 人 等 ※ ⁵	(条件なし)	300人以下

- ※¹ 資本金又は従業員数のいずれか一方の要件を満たせばよい。また、個人事業者及び特定非営利活動法人は資本金の要件を適用しない。
- ※² 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいう。
〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業 など
- ※³ 特定非営利活動法人の場合、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）は従業員数300人以下、旅館業は同100人以下。
- ※⁴ 飲食業を含む。
- ※⁵ 医業を主たる事業とする法人

▶ 小規模企業者

次の表のいずれかに該当するものをいいます。

(中小企業信用保険法第2条第3項による。)

業 種	従業員数
製 造 業 等※ ¹	20人以下
卸 売 業	5人以下
小 売 業※ ²	5人以下
サ ー ビ ス 業	5人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	20人以下
旅行業	20人以下
宿泊業、娯楽業	20人以下※ ³
医 療 法 人 等※ ⁴	20人以下

- ※¹ 製造業等の「等」とは、卸売業、小売業・飲食業及びサービス業以外の業種をいう。
〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業 など
- ※² 飲食業を含む。
- ※³ 特定非営利活動法人の場合、宿泊業及び娯楽業は従業員数5人以下。
- ※⁴ 医業を主たる事業とする法人

制度一覧
DX・イノベ・産業育成支援
女性活躍推進
社会課題解決
金融機関提案
小規模事業
一般事業
創業
スタートアップ支援
販路開拓
設備
経営強化
チャレンジ
事業承継
経営安定
借換・再生支援
危機対応
事業・業態転換
緊急
相談窓口

令和7年度 東京都中小企業制度融資一覧①

融 資 メ ニ ュ ー				融 資 対 象
	細 目	略 称		
政策課題対応資金（H T T ・女性活躍・DX・育業等）	DX・イノベ・産業育成支援融資（DX）	DX・イノベ・産業育成支援	D X	「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 DX」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合
	女性活躍推進融資（女性）	女性活躍推進	女性	（1）又は（2）に該当する中小企業者又は組合 （1）「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 女性」に記載の融資対象のいずれかに該当するもの （2）ア及びイに該当するもの ア 常時使用する従業員の数が100人以下のもの イ 厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に登録し、一般事業主行動計画及び女性活躍に関する情報（1項目以上）を公表していること。
	社会課題解決融資（社会課題）	働き方改革支援	働き方	（1）又は（2）に該当する中小企業者又は組合 （1）「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 働き方①②」に記載の融資対象のいずれかに該当するもの （2）ア及びイに該当するもの ア 全雇用者給与等支給額が、前事業年度と比べて1.5%以上増加していること。 イ 賃上げを通じた生産性向上や価格転嫁等に取り組むこと。
		「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例	働き方・テレ宣	働き方改革支援の融資対象であって「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 働き方・テレ宣」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合
		ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援	ソーシャル	「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 ソーシャル」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合
		H T T ・ゼロエミッション支援	H T T ・ゼロエミ	「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 H T T ・ゼロエミ」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合
		脱炭素化促進支援特例	ゼロエミ・促進	「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 ゼロエミ・促進」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合
		地域金融機関による脱炭素化支援特例	ゼロエミ・連携	「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 ゼロエミ・連携」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合
	金融機関提案融資（金融提案）	金融機関提案	金融提案	中小企業が直面する課題や東京都の政策課題の解決に資するため、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用し、支援する中小企業者又は組合（融資対象、融資条件は取扱金融機関ごとに設定）
	小規模事業融資（小）	小口フリーランス（国の全国統一保証制度）	小口	この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者（2ページの「2定義 小規模企業者」を参照）
		小口支援特例	小口・支援	（1）又は（2）に該当すること （1）商工会議所・商工会の経営指導を直近1年以内に6か月以上複数回受けていること。 （2）経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けていること。
		クイックつなぎ（小口）（国の全国統一保証制度）	小口つなぎ	（1）から（3）の全てを満たす小規模企業者 （1）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。 （2）東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 （3）（2）の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。
一般的な事業運営資金	一般事業融資（事業）	事業一般・小規模特別	事業・小企	中小企業者又は組合
		受注対応特例	事業・受注	確定した受注（取引先から商品・サービス等の発注を受け、2年以内に売上金が入金される契約をいう。）があり、その受注に対応するための資金を必要とする中小企業者又は組合
		経営者保証非提供促進型（事業一般）	経保非提供促進	（国の全国統一保証制度） 国の「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱（都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む）」に定める要件に該当すること。
		プロパー借換（経営者保証非提供促進型）（事業一般）	プロパー経保	（国の全国統一保証制度） 国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱（都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む）」に定める要件に該当すること。
		協議支援型特別保証対応型（事業一般）	プロパー協調	（国の全国統一保証制度） 国の「協議支援型特別保証制度要綱（都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む）」に定める要件に該当すること。
		クイックつなぎ（事業一般）	事業つなぎ	（1）及び（2）に該当する中小企業者又は組合 （1）東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。 （2）上記の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。
		補助金・助成金つなぎ	助成つなぎ	次の（1）から（5）に該当する補助金・助成金等の交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合 （1）東京都が所管するもの （2）東京都内の区市町村が所管するもの （3）国及び独立行政法人・国立研究開発法人が所管するもの （4）都の関係団体（都の政策連携団体・都の事業協力団体、都が設立した地方独立行政法人）が所管するもの （5）上記（1）から（3）の機関が他の団体に委託・補助して行うもの
		極度枠設定	極度	（1）及び（2）に該当する中小企業者又は組合 （1）引き続き2年以上（売上発生から2年以上）にわたり、原則として同一事業を営んでいること。 （2）ア又はイのいずれかに該当すること。 ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの。 イ 個人事業者の場合は、直近2期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの。
		組合向け	組	事業協同組合等
		官公需適格特例	組・官公需	「官公需適格組合」としての証明を受けている組合
	創業融資（創業）	創業	創業	（1）から（3）のいずれかに該当するもの （1）事業を営んでいない個人で、東京都内で創業しようとする具体的計画を有するもの （2）創業した日から5年未満である 中小企業者又は組合 （3）東京都内で分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社
		創業支援特例	創業・支援	創業の融資対象であって、（1）又は（2）に該当するもの （1）産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。 （2）商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること。
新たな事業展開資金	創業経営者保証不要型	創業経保	創業経保	（国の全国統一保証制度） 国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱（都が別に指定する、保証制度改正等に伴う後継保証制度の要綱を含む）」に定める要件に該当すること。
		創業経保支援特例	創業経保・支援	創業経営者保証不要型の融資対象であって、（1）又は（2）に該当するもの （1）産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。 （2）商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること。
	スタートアップ支援	スタートアップ	スタートアップ	（1）又は（2）に該当する中小企業者又は組合 （1）「令和7年度 東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 スタートアップ」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合 （2）次のア及びイに該当すること。 ア 創業した日又は分社化により設立された日から5年未満であること。 イ 創業又は創業経保の利用残高がある（本件と同時に融資実行する場合を含む。）こと。
	販路開拓融資（販路）	海外展開支援	海外展開	独立行政法人日本貿易振興機構、信金中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定し実行する中小企業者
		ビジネスチャンス・ナビ	ナビ	ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録している中小企業者又は組合
	設備融資（設備）	設備投資・企業立地促進	設備立地	【設備投資（略称：設備投資）】 事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（テレワーク又はDX推進に資する設備並びに、ICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。）、又は建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化を含む。）を行う中小企業者 【企業立地促進（略称：立地促進）】 引き続き1年以上（売上発生から1年以上）同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新増設、移転等を行う中小企業者
	経営強化融資（強化）	経営強化	強化	【強化認定（略称：強化認定）】 中小企業等経営強化法の認定を受けている中小企業者又は組合
		強化認定革新特例	強化認定・革新	経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。（経営強化認定（略称：強化認定）の融資対象者のみ利用可能）
		経営力強化保証対応型	都経営力強化	（国の全国統一保証制度） 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者又は組合

融 資 限 度 額 ()内は組合	融 資 期 間 ()内は据置期間		融 資 利 率 (年率) 固定：固定金利、変動：変動金利	保 証 人	物 的 担 保	保 証 料 補 助	掲 載 ペー ジ		
	運転資金	設備資金	[*]：責任共有制度対象外となる場合の金利						
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (2 年以内)		固定 1.85%以内～2.35%以内 [*] 固定 1.65%以内～2.15%以内	必要となる場合がある	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8 千万円超の場合は 原則必要	小規模企業者 2 分の 1	14		
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (2 年以内)		固定 1.45%以内～1.95%以内 [*] 固定 1.25%以内～1.75%以内			全事業者 3 分の 2 又は 2 分の 1	15		
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (2 年以内)		固定 1.85%以内～2.35%以内 [*] 固定 1.65%以内～2.15%以内			全事業者 3 分の 2 又は 2 分の 1	16		
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)			上記利率より 0.4% 優遇			全事業者 2 分の 1	17		
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)			固定 1.85%以内～2.35%以内 [*] 固定 1.65%以内～2.15%以内			全事業者 2 分の 1	18		
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)			上記利率より 0.6% 優遇			全事業者 3 分の 2	18		
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)			上記「HTT・ゼロエミ」の利率より 0.2% 優遇			全事業者 0.2% 相当分	20		
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	金融機関所定		金融機関所定						
2,000 万円 (同)	7 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (1 年以内)	[*] 固定 2.05%以内～2.65%以内又は変動			必要となる場合がある	原則として不要	全事業者 2 分の 1	23
			上記利率より 0.4% 優遇						25
300 万円 (同)	2 年以内	－	[*] 固定 2.05%以内又は変動						
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	7 年以内 (6 か月以内)	10 年以内 (6 か月以内)	金融機関所定	徴求不可	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8 千万円超の場合は 原則必要		－	26	
1 億円 (2 億円)	2 年以内 (2 年以内)	－							
8,000 万円 (同) ＜対象となる保証毎に設定 (一般、SN (4 号又は 5 号 に限る))＞	10 年以内 (1 年以内)						徴求不可	全事業者 0.1%国が補助	27
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円) (ただし、経営者保証を 提供していないプロパー 融資残高の範囲内)	10 年以内 (1 年以内)	－					－	28	
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10 年以内 (1 年以内又は 3 年以内)						全事業者 2 分の 1 又は 4 分の 1 国が補助	29	
500 万円 (同)	2 年以内	－		必要となる場合がある	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8 千万円超の場合は 原則必要	－	30		
1 億円 (2 億円) 補助金・助成金交付 決定額の未交付金額の 3 分の 2 以内	10 年以内 ただし、補助金・助成金の交付決定 から助成対象期間終了日の属する月 の 6 か月後の月末までの期間とする。		固定 1.85%以内～2.35%以内又は変動 [*] 固定 1.65%以内～2.15%以内又は変動			31			
1 億円 (2 億円)	2 年以内	－	金融機関所定			32			
(2 億円) (転貸 1 組合員 3,500 万円)	7 年以内 (6 か月以内)	10 年以内 (6 か月以内)	固定 2.25%以内～2.85%以内又は変動 [*] 固定 2.05%以内～2.65%以内又は変動			信用保証なし の場合 必要に応じ 有担保		33	
			上記より 0.1% 優遇						
3,500 万円 (同)	7 年以内 (1 年以内)	10 年以内 (1 年以内)	固定 1.85%以内～2.35%以内又は変動 [*] 固定 1.65%以内～2.15%以内又は変動	必要となる場合がある	原則として不要		34		
			上記より 0.4% 優遇						
3,500 万円	10 年以内 (1 年以内又は 3 年以内)		[*] 固定 1.65%以内～2.15%以内又は変動		徴求不可	徴求不可	全事業者 3 分の 2		
			上記より 0.4% 優遇						
2 億 8,000 万円 (同)	15 年以内 (2 年以内)		固定 1.85%以内～2.55%以内又は変動 [*] 固定 1.65%以内～2.35%以内又は変動	必要となる場合がある	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8 千万円超の場合は 原則必要		36		
2 億 8,000 万円	15 年以内 (2 年以内)		固定 1.85%以内～2.55%以内又は変動 [*] 固定 1.65%以内～2.35%以内又は変動		新規の保証を含めた 保証の合計額が 8 千万円超の場合は 原則必要	小規模企業者 2 分の 1	37		
1 億円 (同)	10 年以内 (1 年以内)		固定 1.85%以内～2.35%以内又は変動 [*] 固定 1.65%以内～2.15%以内又は変動			－	38		
2 億 8,000 万円	15 年以内 (2 年以内)		固定 1.85%以内～2.55%以内又は変動 [*] 固定 1.65%以内～2.35%以内又は変動			全事業者 3 分の 2	39		
					原則必要				
1 億円 (2 億円)	10 年以内 (2 年以内)		固定 1.85%以内～2.35%以内又は変動 [*] 固定 1.65%以内～2.15%以内又は変動		新規の保証を含めた 保証の合計額が 8 千万円超の場合は 原則必要		41		
			上記より 0.2% 優遇			小規模企業者 2 分の 1			
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	5 年又は 10 年以内 (1 年以内)	7 年又は 10 年以内 (1 年以内)	固定 1.85%以内～2.35%以内					43	

令和7年度 東京都中小企業制度融資一覧②

融資メニュー				融資対象
	細目	略称		
新たな事業展開資金	チャレンジ融資 (チャレンジ)	チャレンジ	チャレンジ	「令和7年度東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 チャレンジ」に記載の融資対象のいずれかに該当する中小企業者又は組合
	事業承継融資 (承継)	事業承継	承継	【事業承継一般（略称：承継一般）】 (1) から (4) のいずれかに該当する中小企業者並びに (1) 若しくは (2) のいずれかに該当する組合 (1) 事業承継を 10 年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組むこと。 (2) 事業承継をした日から 5 年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組むこと。 (3) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。 (4) 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けたこと。
				【事業承継経営者保証不要型（略称：承継経保）】（国の全国統一保証制度） (1) 又は (2) に該当し、かつ (3) に該当する中小企業者又は組合 (1) 保証申込受付日から 3 年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること。 (2) 国の「事業承継特別保証制度要綱」に定める期間に事業承継日から 3 年を経過していないこと。 (3) アからエまで全てを満たすこと。 ア 資産超過であること、イ EBITDA 有利子負債倍率が 10 倍以内であること、ウ 法人・個人の分離がなされていること、エ 返済緩和している借入金が無いこと。
				【事業承継個人融資型（略称：承継個人）】 (1) 又は (2) のいずれかに該当するもの (1) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、「中小企業者の会社要件」及び「代表者個人要件」を満たすこと。 (2) 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、経営承継円滑化法に係る都道府県知事の認定を受けた事業を営んでいない個人であって、「他の中小企業者の要件」及び「個人要件」を満たすこと。
		事業承継支援特例	承継・支援	【事業承継支援特例（略称：承継・支援）】 (1) から (3) のいずれかに該当するもの（ただし、事業承継個人型 (2) は本特例の適用範囲外） (1) 地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を 1 年以内に複数回受け、その証明を受けていること。 (2) 公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を 1 年以内に複数回受け、その証明を受けていること。 (3) 一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会が行う「地域金融機関による事業承継促進事業」における事業承継計画策定のための専門家派遣支援を 1 年以内に受け、その証明を受けていること。
	M&A 促進	M&A	M&A	M&A に取り組む中小企業者（売却・買収は問わない。ただし、売却側は、M&A 実施後に残存事業を継続することを前提としている場合のみ融資申込することができる。）
経営の安定化資金	経営安定融資 (経営)	経営セーフ	経営セーフ	セーフティネット保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合（2 ページの「2 定義 セーフティネット保証」を参照）
		経営一般	経営一般	(1) から (8) までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少していること。 (2) 「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」が令和 2 年 1 月以前の直近同期と比較して、5%以上減少していること。 (3) 売上原価の 20%以上を占める原油等の仕入価格が 20%以上上昇の一方で、価格転嫁できていないこと。 (4) 「最近 3 か月間の売上高営業利益率」が前年同期と比較して、20%以上減少していること。 (5) 金融機関からの総借入金が前年同期比 10%以上減少していること。 (6) 倒産等企業に事業上の債権を有していること。 (7) 災害により事業活動に影響を受けていること。 (8) 東京都知事が指定するもの。（アスベスト対策） (9) 東京都知事が指定するもの。（米国関税措置関連） 米国関税措置の影響を受けており、「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」が前年同期と比較して減少していること。
				経営改善
	借換融資 (借換)	特別借換	特別借換	(1) 及び (2) に該当する中小企業者又は組合 (1) 保証協会の保証付融資を利用していること。 (2) 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。
	再生支援融資 (再生)	企業再生	企業再生	【再生法的整理（略称：再生法的整理）】 民事再生手続又は会社更生手続を申し立て、再生計画又は更生計画認可後 3 年が経過しておらず、かつその計画を完遂していない中小企業者又は組合 【再生私的整理（略称：再生私的整理）】 中小企業活性化協議会などの公的機関の支援を受け、事業再生に取り組む中小企業者又は組合
	災害復旧資金融資 (災)	災害復旧	災	東京都知事が指定した災害により損失を受けている中小企業者又は組合
	危機対応融資 (危機)	危機対応	危機	(1) 又は (2) のいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 東日本大震災復興緊急保証制度に係る区市町村長等の認定等を受けたこと。 (2) 危機関連保証に係る区市町村長の認定を受けたこと。
	事業再構築・業態転換等 支援融資 (事業・業態転換)	事業再構築・業態転換	事業・業態 転換	(1) から (3) までのいずれかに該当する中小企業者又は組合 (1) 事業再構築・業態転換事業計画書を策定していること。 (2) 国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けていること。 (3) 東京都の「金融・経営一体型支援事業」の支援を受けていること。
		省エネルギー 推進支援 特例	省エネ推進 支援	省エネルギーを目的とした事業再構築・業態転換に取り組む中小企業者又は組合
	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等 対応緊急融資 (エネルギー・ウクライナ・円安等)	エネルギー・ウクライナ情勢・円安等 対応緊急融資	エネルギー・ウクライナ・円安等	(1) 及び (2) 又は (3) 及び (4) に該当する中小企業者又は組合 (1) 「借換対象コロナ融資※」の融資残高がある。 (2) 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。 (3) ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。 (4) 次のいずれかに該当するもの ア 「最近 3 か月間の売上実績」又は「今後 3 か月間の売上見込」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 イ 「最近 1 か月間の売上高総利益率」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 ウ 「最近 1 か月間の売上高営業利益率」が直近同期と比較して、10%以上減少していること。 ※ 「借換対象コロナ融資」 令和元年度の危機対応融資（コロナ）、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換 令和 2 年度の危機対応融資（コロナ）、新型コロナウイルス感染症対応緊急融資、新型コロナウイルス感染症対応緊急借換（令和 3 年 3 月 31 日までに保証申込受付、令和 3 年 5 月 31 日までに融資実行されているもの）

融資限度額 ()内は組合	融 資 期 間 ()内は据置期間		融 資 利 率 (年率) 固定：固定金利、変動：変動金利	保 証 人	物的担保	保証料補助	掲載 ページ	
	運転資金	設備資金	[*]：責任共有制度対象外となる場合の金利					
1 億円 (2 億円)	10 年以内 (2 年以内)		固定 1.85% 以内～2.35% 以内又は変動 [*] 固定 1.65% 以内～2.15% 以内又は変動	必要となる場合がある	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8 千万円超の場合は 原則必要	—	44	
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10 年以内 (2 年以内)		固定 1.85% 以内～2.35% 以内 [*] 固定 1.65% 以内～2.15% 以内			全事業者 3 分の 2	46	
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10 年以内 (1 年以内)		固定 1.85% 以内～2.35% 以内	徴求不可		全事業者 3 分の 2 又は 0.2% 相当分		
2 億 8,000 万円	15 年以内 (2 年以内)		固定 1.85% 以内～2.55% 以内 [*] 固定 1.65% 以内～2.35% 以内	必要となる場合がある		全事業者 3 分の 2		50
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	事業承継の各融資対象と同様		上記より 0.2% 優遇			事業承継の 各融資対象と同様		
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (5 年以内)		固定 1.7% 以内～2.55% 以内 [*] 固定 1.5% 以内～2.35% 以内			全事業者 3 分の 2	52	
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10 年以内 (2 年以内)		固定 1.85% 以内～2.35% 以内 [*] 固定 1.65% 以内～2.15% 以内			小規模企業者 2 分の 1		54
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)						全事業者 2 分の 1	55	
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (3 年以内)		固定 1.85% 以内～2.55% 以内 [*] 固定 1.65% 以内～2.35% 以内			全事業者 国補助後の事業者負担の 3 分の 2 相当分を都が補助		56
既往の保証付融資残高 及び事業計画実施 に必要な資金の範囲内 (同)	10 年以内 (1 年以内)	—	金融機関所定			必要に応じ有担保	小規模企業者 2 分の 1	
2 億円 (同)	10 年以内 (1 年以内)		金融機関所定	全事業者 全額			59	
原則として一災害 8,000 万円 (同) ＜災害毎に設定＞	原則として 10 年以内 (1 年以内) ＜災害毎に設定＞		固定 1.85% 以内 [*] 固定 1.65% 以内	新規の保証を含めた 保証の合計額が 8 千万円超の場合は 原則必要	全事業者 2 分の 1	61		
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	10 年以内 (2 年以内)		[*] 固定 1.65% 以内～2.15% 以内		全事業者 3 分の 2		61	
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (5 年以内)		固定 1.85% 以内～2.35% 以内 [*] 固定 1.65% 以内～2.15% 以内		全事業者 5 分の 4 又は 3 分の 2 (小規模企業者は 5 分の 4 又は 4 分の 3)			
			上記より 0.2% 優遇					
2 億 8,000 万円 (4 億 8,000 万円)	15 年以内 (5 年以内)		固定 1.85% 以内～2.55% 以内 [*] 固定 1.65% 以内～2.35% 以内					

特徴

DXの推進、革新的な製品・サービス等の事業化、成長産業分野に取り組む方に

DX・イノベ・産業育成支援

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下リンクまたはQRコード先「DX・イノベ・産業育成支援」に記載の事業名/取組名及び実施事項に該当する方
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi>



融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※	2億8,000万円(組合4億8,000万円)		
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率 (年率)	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	7年以内 1.85%以内 7年超15年以内 2.35%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7年以内 1.65%以内 7年超15年以内 2.15%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1		
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通事項」のほか、上記リンク又はQRコード先「DX・イノベ・産業育成支援」に記載の必要書類		

※ 令和2年度の「イノベ」及び「成長産業」、並びに令和3年度以降の「DX」の既往融資残高を含めます。

女性活躍支援

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下のいずれかを満たすもの

・ 以下リンクまたは QR コード先「女性」に記載の事業名 / 取組名及び実施事項に該当する方

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi>

・ 次のア及びイを満たす方

ア 常時使用する従業員の数が 100 人以下のもの

イ 厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」に登録し一般事業主行動計画及びデータ 1 項目以上を公表していること。



融資条件

資金用途	運転資金・設備資金		
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	15 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	7 年以内 1.45% 7 年超 15 年以内 1.95%
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7 年以内 1.25% 7 年超 15 年以内 1.75%
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 2 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書又は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の 3 分の 2 又は 2 分の 1		
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通事項」のほか、上記リンク又は QR コード先「女性」に記載の必要書類		

働き方改革支援

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下のいずれかの要件を満たすもの

- ・以下リンク又はQRコード先「働き方①、働き方②」に記載の事業名/取組名及び実施事項に該当する方
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi>
- ・全雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて1.5%以上増加しており、かつ、生産性向上や価格転嫁等に取り組む方



融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金			
融資限度額※	2 億 8,000 万円(組合 4 億 8,000 万円)			
融資期間	1 5 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）			
融資利率 （年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	7 年以内	1.85%以内
			7 年超 15 年以内	2.35%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7 年以内	1.65%以内
			7 年超 15 年以内	2.15%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 2 年以内の場合は一括返済とすることができます。			
融資形式	証書貸付又は手形貸付とすることができます。			
信用保証料補助	働き方①は信用保証料の 3 分の 2。働き方②は 2 分の 1。			
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通事項」のほか、上記リンク又は QR コード先「働き方改革支援」に記載の必要書類			

※ 令和元年度の「働き方改革」並びに令和2年度以降の「働き方」、「働き方・女性」及び「働き方・テレ宣」の既往融資残高を含めます。

働き方改革支援（「テレワーク東京ルール」実践企業宣言特例）

▶ 特例措置 ～ 働き方改革支援の金利から0.4%優遇

ご利用いただける方

「働き方改革支援」をご利用いただける方で、東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言を行っていること。

融 資 条 件

融資利率及び 信用保証料 以外の融資条件	働き方改革支援に準ずる。
融資利率(年率)	働き方改革支援の融資利率から0.4%優遇した金利
信用保証料補助	信用保証料の3分の2
必要書類	「働き方改革支援」の必要書類及びテレワーク東京ルール実践企業宣言の宣言書(テレワーク推進リーダー設置済表示入り)の写し

特徴

認定 NPO 法人の方、東京都のソーシャルファームに関する認証を取得している方に

ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下リンクまたは QR コード先「ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援」に記載の事業名/取組名及び実施事項に該当する方

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi>



融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※	2 億 8,000 万円(組合 4 億 8,000 万円)		
融資期間	15 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率 (年率)	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	7 年以内 1.85%以内 7 年超 15 年以内 2.35%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7 年以内 1.65%以内 7 年超 15 年以内 2.15%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 2 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1		
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通事項」のほか、上記リンク又は QR コード先「ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援」に記載の必要書類		

※ 令和 2 年度以降の「ソーシャル」の既往融資残高を含めます。

特徴

省エネルギー対策や再生可能エネルギーの活用、ZEVの活用など、HTT・ゼロエミッション化に取り組む方に

HTT・ゼロエミッション支援

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下リンクまたはQRコード先「HTT・ゼロエミッション支援」に記載の事業名/取組名及び実施事項に該当する方
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi>



融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※	2億8,000万円(組合4億8,000万円)		
融資期間	15年以内(据置期間2年以内を含む。)		
融資利率 (年率)	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	7年以内 1.85%以内 7年超15年以内 2.35%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	7年以内 1.65%以内 7年超15年以内 2.15%以内
返済方法	分割返済(元金据置期間は2年以内)。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の3分の2		
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通事項」のほか、上記リンク又はQRコード先「HTT・ゼロエミッション支援」に記載の必要書類		

※ 令和2年度以降の「脱炭素・ゼロエミ」の既往融資残高を含めます。

HTT・ゼロエミッション支援 (脱炭素化促進支援特例)

▶特例措置～「HTT・ゼロエミッション支援」の金利から0.6%優遇

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下リンクまたはQRコード先「HTT・ゼロエミッション支援（脱炭素化支援特例）」に記載の事業名 / 取組名及び実施事項に該当する方

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi>



融 資 条 件

融資利率以外の融資条件	HTT・ゼロエミッション支援に準ずる。
融資利率(年率)	HTT・ゼロエミッション支援の融資利率から0.6%優遇した金利
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通事項」のほか、上記リンク又はQRコード先「HTT・ゼロエミッション支援（脱炭素化支援特例）」に記載の必要書類

HTT・ゼロエミッション支援 (地域金融機関による脱炭素化支援特例)

▶特例措置～「HTT・ゼロエミッション支援」の金利から0.2%優遇

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下リンクまたはQRコード先「HTT・ゼロエミッション支援（地域金融機関による脱炭素化支援特例）」に記載の事業名 / 取組名及び実施事項に該当する方

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi>



融 資 条 件

融資利率以外の融資条件	HTT・ゼロエミッション支援に準ずる。
融資利率(年率)	HTT・ゼロエミッション支援の融資利率から0.2%優遇した金利
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通事項」のほか、上記リンク又はQRコード先「HTT・ゼロエミッション支援（地域金融機関による脱炭素化支援特例）」に記載の必要書類

金融機関提案融資

特徴

金融機関による独自の支援を受けたい方に

金融機関提案

「『未来の東京』戦略ビジョン」2030年に向けて取り組むべき「戦略」に対応したテーマを金融機関が設定し、他の支援機関等と連携して経営支援を行う融資です。

ご利用いただける方	
2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合	
融 資 条 件	
資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	取扱金融機関所定の融資限度額。ただし、2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）の範囲内
融資期間	取扱金融機関ごとに定めます。
融資利率（年率）	
返済方法	
融資形式	
信用保証料補助	信用保証料率 0.2%相当分
必要書類	取扱金融機関ごとに定めます。

融資の詳細、お申込み方法等につきましては、各取扱金融機関の窓口にお問い合わせください。

○ 西武信用金庫 【脱炭素支援】

対象企業	当該取扱金融機関連携先の支援により自社の CO2 排出量の算定（可視化）を行っている中小企業者又は組合
資金使途	設備資金 ただし、自社の脱炭素経営に資する設備資金に限る。
特 徴	当該取扱金融機関連携先の支援により CO2 排出量を算定し、脱炭素に資する取組深化と併せて必要な資金を低利で融資することによる都内中小企業者及び組合の競争力強化

○ 西武信用金庫 【BCP 支援】

対象企業	当該取扱金融機関連携先の支援により自社の B C P 策定等を行っている中小企業者又は組合
資金使途	運転資金・設備資金
特 徴	当該取扱金融機関連携先の支援によって B C P 策定等を行い、中小企業者等のレジリエンス強化及び必要な資金を低利で融資することによる都内中小企業者及び組合の競争力強化

○ みずほ銀行 【SDGs 推進】

対象企業	S D G s 対応度簡易診断チェックシートにてテーマの見える化を図り、S D G s 推進に取り組む中小企業者又は組合
資金使途	運転資金・設備資金
特 徴	S D G s に取り組んでいるもしくは取り組む予定の中小企業者に対して、外部専門機関等と連携し経営課題の抽出や課題解決のサポート支援に併せて必要な資金を融資することによる経営基盤の強化

○ 三井住友銀行 【手形等電子化支援】

対象企業	取扱金融機関による手形等電子化に向けたヒアリングシートを作成した中小企業者又は組合
資金使途	運転資金・設備資金
特 徴	中小企業者及び組合に対して、「2026 年度を目標とした紙の手形・小切手の全面的な電子化」を意識した体制構築や、取引先との決済手段について考える機会を提供し、手形等の電子化支援と併せて必要な資金を融資することによる企業の生産性向上

○ 足立成和信用金庫 【まもるくんⅢ】

対象企業	地域防災に取り組む中小企業者又は組合
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、地域防災に係る資金使途であること
特 徴	都内中小企業者及び組合に対し、老朽化が進む事業用建物・付属設備の改修により自然災害における防災対策を推進する事および地域の安全・安心の促進

○ 西武信用金庫 【健康経営支援】

対象企業	健康経営について取り組みしており、「健康優良企業」及び「健康経営優良法人」の認定取得、又は、既に認定取得済で更に健康経営の偏差値を上げたい中小企業に向けて、西武信用金庫の支援を受けている中小企業者又は組合
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、健康経営に係る資金使途であること
特 徴	都内中小企業者及び組合に対し、健康経営を推進することで従業員の定着化・業務効率の向上・取引先からの信頼向上による企業価値向上

○ 多摩信用金庫 【SDGs 支援】

対象企業	多摩信用金庫に「SDGs 賛同書」を提出し、多摩信用金庫から「SDGs 行動宣言書」の発行を受けており、多摩信用金庫の支援により、自社のＣＯ２排出量の算定（可視化）を行っている中小企業者又は組合
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、当該 SDGs 支援に係る資金使途であること
特 徴	中小企業の SDGs への取り組みやサプライチェーン全体での脱炭素化への取り組み強化を支援

○ 西京信用金庫 【防災対策】

対象企業	耐震工事や防水工事等の防災対策設備投資を行おうとする中小企業者又は組合
資金使途	運転資金・設備資金 ただし、防災対策計画の実施に必要な資金に限る。
特 徴	防災対策に取り組む都内中小企業者及び組合に対し、外部専門機関等と連携した総合的な支援と併せて防災対策に必要な資金を融資することによる防災対策の促進

○ みずほ銀行 【人材活用支援】

対象企業	当該取扱金融機関指定のヒアリングシートを作成し、外部人材の活用に取り組む中小企業者又は組合
資金使途	運転資金・設備資金
特 徴	外部人材活用に取り組んでいるもしくは取り組む予定の中小企業者に対して、外部専門機関等と連携し経営課題の抽出や課題解決のサポート支援に併せて必要な資金を融資することにより、経営基盤の強化を支援

小口 フリーランス [小口零細企業保証制度]

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件のほか、次の（１）及び（２）を満たす方

（１）信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者として次のアからカまでのいずれかに該当すること。

ア 常時使用する従業員の数が 20 人（卸売業、小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5 人）以下の会社及び個人であって、農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く。）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）以外の業種に属する事業（以下「特定事業」といいます。）を行う方（イに掲げる方を除く。）

イ 常時使用する従業員の数がその業種ごとに信用保険法施行令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行う方

ウ 事業協同小組合であって、特定事業を行う方又はその組合員の 3 分の 2 以上が特定事業を行う者である方

エ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が 20 人以下の方

オ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下の方

カ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が 20 人以下の方（上記アからオに掲げる方を除く。）

（２）この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が 2,000 万円以下であること。

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	2,000 万円（全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高を含める。）		
融資期間	運転資金 7 年以内（据置期間 1 年以内を含む。） 設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	固定金利	3 年以内 2.05%以内 3 年超 5 年以内 2.25%以内 5 年超 7 年以内 2.45%以内 7 年超 2.65%以内	
	変動金利	「短プラ+0.7%」以内	
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付。ただし、融資期間が 6 か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1		
必要書類	・3 ページの申込書類の「1 共通書類」		

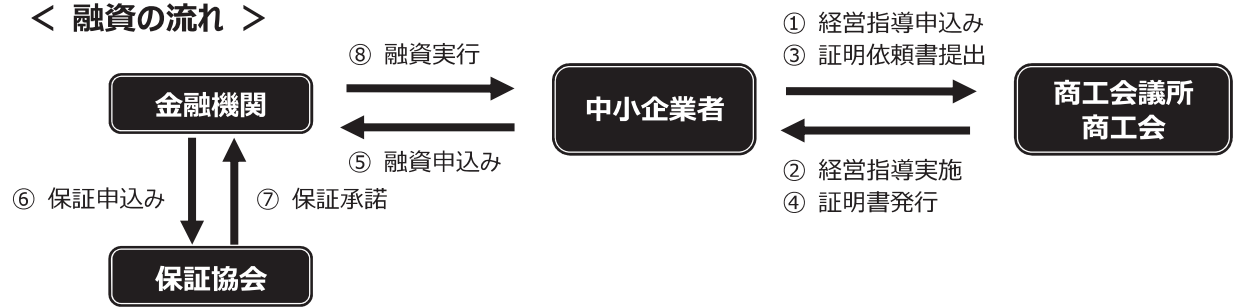
小規模事業融資

小口 フリーランス [小口支援特例]

▶ 特例措置 ～「小口 フリーランス」の金利から 0.4%優遇

ご利用いただける方	「小口 フリーランス」をご利用いただける方で、次のいずれかを満たす方 （１）商工会議所・商工会の経営指導を直近１年以内に６か月以上複数回受け、その証明を受けている （２）経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けている
必要書類	・３ページの申込書類の「１ 共通書類」 ・上記（１）の場合、商工会議所・商工会が発行する経営指導内容証明書（支援団体には、経営指導内容証明依頼書を提出してください。） ※証明書の有効期間は発行日から３０日です。受領後は速やかにお申込みください。 ・上記（２）の場合、確認申請書

< 融資の流れ >



クイックつなぎ（小口）【小口零細企業保証制度】

ご利用いただける方

- (1) から (3) の全てを満たす小規模企業者
- (1) この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること。
- (2) 東京都中小企業制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。
- (3) (2) の保証付融資の元金を、原則として1年以上にわたり約定どおり返済していること。

融 資 条 件

資金使途	運転資金
融資限度額	300 万円
融資期間	2 年以内
融資利率（年率）	固定金利 2.05%以内 変動金利 「短プラ+0.7%」以内
返済方法	分割返済（据置期間なし）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通書類」

一般事業融資

特徴

事業資金を調達したい方に

事業一般・小規模特別

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額※1、※2	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間	運転資金 7 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。） 設備資金 10 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は 6 か月以内）。ただし、融資期間が 6 か月以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通書類」

事業一般（受注対応特例）

▶ 特例措置 ～ 将来的な売上金の入金に応じて返済方法を柔軟に設定

ご利用いただける方

取引先から商品・サービス等の発注を受け、2 年以内に売上金が入金される契約があり、その契約を履行するための資金を必要とする中小企業者又は組合

融 資 条 件

資金使途	運転資金
融資限度額※1、※2	1 億円（組合 2 億円）
融資期間	2 年以内（据置期間 2 年以内を含む。ただし、融資期間を超えない範囲内とする。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金返済据置期間は 2 年以内）又は一括返済。ただし、対応する受注による売上金の入金に応じた返済方法を設定することができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
必要書類	・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 対応する受注の内容が確認できる資料の写し

※1 平成 14 年度以降の「自律」（「つなぎ」「借換」を除く。）及び平成 26 年度以降の「事業一般」及び令和 3 年度までの「小企」の既往融資残高を含めます。

経営者保証非提供促進型（事業一般）

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること（国の全国統一保証制度）

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	対象の保証ごとに 8,000 万円
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元本据置期間は 1 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
信用保証料補助	国の保証制度要項による。 （令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの保証申込分については、国が 0.10% の保証料補助を実施）
必要書類	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱に定める「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」

一般事業融資

特徴

プロパー融資の経営者保証を解除したい方に

プロパー借換（経営者保証非提供促進型）

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、「プロパー融資借換特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること（国の全国統一保証制度）

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）。ただし、申込金融機関における融資限度額（既往の本制度残高を含む。）は、当該金融機関の経営者保証を提供していないプロパー融資残高の範囲内とする。
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元本据置期間は 1 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
信用保証料補助	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「プロパー融資借換特別保証制度要綱」の定めるとりとする。
必要書類	プロパー融資借換特別保証制度要綱に定める「財務要件等確認書」 プロパー融資借換特別保証制度要綱に定める「借換債務等確認書」

協調支援型特別保証制度対応型（事業一般）

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、「協調支援型特別保証制度要綱」に定める要件に該当すること（国の全国統一保証制度）

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間	運転資金 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。） 設備資金 10 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年又は 3 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書又は手形貸付とすることができます。
信用保証料補助	国の保証制度要項による。 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの保証申込分については、国が信用保証料の 2 分の 1 又は 4 分の 1 を補助
必要書類	協調支援型特別保証制度要綱に定める「申込人資格要件申告書兼誓約書」 協調支援型特別保証制度要綱に定める「経営行動計画書」（金融機関のプロパー協調融資を受けない場合）

一般事業融資

特徴 迅速につなぎ資金を調達したい方に

クイックつなぎ（事業一般）

ご利用いただける方

- 2 ページの「ご利用いただける方」の条件のほか、次の（１）及び（２）を満たす中小企業者又は組合
- （１）都制度融資又は東京都内の区市町が実施している融資制度で保証協会の保証付融資を利用していること。
 - （２）上記の保証付融資の元金を、原則として 1 年以上にわたり約定どおり返済していること。

融 資 条 件

資金使途	運転資金
融資限度額※	500 万円
融資期間	2 年以内
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	原則、分割返済（据置期間なし）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は、一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通書類」

※ 平成 14 年度以降の「つなぎ」、平成 22 年度の「つなぎ・円高」、平成 26 年度以降の「クイック・短期」、平成 30 年度の「事業・短期」、平成 31（令和元）年度の「事業・つなぎ」及び令和 2 年度以降の「事業つなぎ」の既往融資残高を含めます。

補助金・助成金つなぎ

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、補助金・助成金（①東京都が所管するもの ②東京都内の区市町村が所管するもの ③国及び独立行政法人・国立研究開発法人が所管するもの ④都の政策連携団体・事業協力団体・地方独立行政法人（これらの団体・法人として東京都総務局総務部グループ経営戦略課のホームページに掲載されている団体） ⑤ ①～③の機関が他の団体に委託・補助して行うものに該当する補助金・助成金等）の交付決定を受けた事業を行う方

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金			
融資限度額	1 億円(組合 2 億円)(補助金・助成金交付決定額の未交付金額の 3 分の 2 以内)			
融資期間	10 年以内（補助金・助成金の助成対象期間終了日の属する月の 6 か月後の月末まで）			
融資利率（年率）	責任共有制度の対 象となる場合	固定金利	3 年以内	1.85%以内
			3 年超 5 年以内	1.95%以内
			5 年超 7 年以内	2.15%以内
			7 年超	2.35%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内	
	責任共有制度の対 象外となる場合	固定金利	3 年以内	1.65%以内
3 年超 5 年以内			1.75%以内	
5 年超 7 年以内			1.95%以内	
7 年超			2.15%以内	
	変動金利	「短プラ+0.2%」以内		
返済方法	原則、期日一括返済（当該助成金・補助金の当該助成金の受領日に一括返済とする。また、中間払いが発生する場合は中間払い受領金額分を、受領する都度内入れするものとする。）			
申込書類	・3 ページの申込書類の「 1 共通書類」 ・「補助金・助成金つなぎ」申込書 ・補助金・助成金の事業申請書の写し ・補助金・助成金の交付決定通知書の写し			

一般事業融資

特徴

限度額内で繰り返し資金を調達したい方に

極度枠設定

ご利用いただける方

- 2 ページの「ご利用いただける方」の条件のほか、次の（１）及び（２）を満たす中小企業者又は組合
- （１）引き続き２年以上（売上発生から２年以上）にわたり、原則として同一事業を営んでいること。
- （２）次のア又はイのいずれかに該当すること。
- ア 法人の場合は、直近の決算において経常利益を計上し、債務超過でないもの
- イ 個人事業者の場合は、直近２期の所得税の確定申告において「課税される所得金額」のあるもの

融 資 条 件

資金使途	運転資金
融資限度額※	極度額 1 億円（組合 2 億円）
融資期間	2 年以内
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	一括返済
融資形式	手形貸付（極度貸付）
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通書類」

※ 平成 16 年度以降の「極度」の極度額及び平成 13 年度以降の「計画 1」の極度額を含めます。

特徴

組合の事業資金や組合員への転貸資金を調達したい方に

▶ 特例措置 ～ 官公需適格特例は「組合向け」の金利から0.1%優遇

組合向け

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす組合

融 資 条 件

資金使途	(1) 組合員（中小企業者に限る。）に対する転貸資金。ただし、保証協会の保証付融資の場合には、代表理事が代表者（個人事業者の場合には事業主）となっている組合員のみに対する転貸資金は融資対象外とします。 (2) 組合の事業資金		
融資限度額※	2 億円（転貸資金の場合、1 組合員につき 3,500 万円）		
融資期間	運転資金 7 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。） 設備資金 10 年以内（据置期間 6 か月以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3 年以内 2.25%以内 3 年超 5 年以内 2.45%以内 5 年超 7 年以内 2.65%以内 7 年超 2.85%以内
		変動金利	「短プラ+0.9%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3 年以内 2.05%以内 3 年超 5 年以内 2.25%以内 5 年超 7 年以内 2.45%以内 7 年超 2.65%以内
		変動金利	「短プラ+0.7%」以内
	官公需適格特例：「官公需適格組合」としての証明を受けた方は、上記の金利から 0.1%優遇します。		
返済方法	分割返済（元金据置期間は 6 か月以内）。ただし、融資期間が 6 か月以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	(1) 保証協会の保証を付ける場合：証書貸付又は手形貸付 (2) 保証協会の保証を付けない場合：金融機関所定の融資形式		
物的担保	(1) 保証協会の保証を付ける場合：5 ページに定めるとおり。ただし、転貸資金は 1 組合員 1,000 万円以下の場合、原則として無担保 (2) 保証協会の保証を付けない場合：必要に応じ物的担保を要します。		
その他	受付機関は、取扱指定金融機関（商工組合中央金庫）、東京都中小企業団体中央会のみ		
必要書類	・融資申込受付期間の定める書類 ・「官公需適格特例」の場合は、上記のほか、官公需適格組合証明書の写し		

※ 平成 16 年度以降の「組（「組・官公需」を含む。）」及び平成 15 年度以前の「組 1」「組 2」の既往融資残高を含めます。

創業融資

特徴

新規の創業資金、創業後の事業資金を調達したい方に

- ▶ 特例措置 ～ 創業支援特例/創業経保支援特例は「創業/創業経営者保証不要型」の金利から0.4%優遇

創 業

ご利用いただける方

- 【融資対象1】〔創業前〕 事業を営んでいない個人であって、1 か月以内に新たに個人で又は 2 か月以内に新たに会社を設立して東京都内で創業しようとする具体的計画を有し、2 ページの「ご利用いただける方」の 2 から 4 の条件を全て満たす方
- 【融資対象2】〔創業後〕 2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たし、創業した日から 5 年未満である中小企業者及び組合（個人で創業し、同一事業を法人化した方で、個人で創業した日から 5 年未満の方を含む。）
- 【融資対象3】〔分社化〕 2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たし、東京都内で分社化（※）しようとする具体的な計画を有する会社又は分社化により設立された日から 5 年未満の会社

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※	3,500 万円		
融資期間	運転資金 7 年以内（据置期間 1 年以内を含む。） 設備資金 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3 年以内 1.85%以内 3 年超 5 年以内 1.95%以内 5 年超 7 年以内 2.15%以内 7 年超 2.35%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3 年以内 1.65%以内 3 年超 5 年以内 1.75%以内 5 年超 7 年以内 1.95%以内 7 年超 2.15%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の 3 分の 2		

- ※ 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立すること。ただし、新たな会社への出資比率が著しく低く、かつ既存の会社の資金以外の経営資源を活用していない場合を除きます。
- ※ 平成18年度以降の「ベンチャー」、平成17年度以降の「創業（「創業・先進」を除く。）」、平成16年度の「創業前」「創業後」及び平成15年度以前の「創業」「創業1」「創業2」「創業3」の既往融資残高を含めます。ただし、「創業関連保証」以外の無担保保険に係る保証を合わせて利用する場合は、無担保保険の範囲内とします。
- ※ 融資限度額は、令和 5 年度の「創業・先進」との合算で8,000万円以内とします。

必 要 書 類

共 通	3 ページの申込書類の「1 共通書類」。ただし、確定申告の時期が未到来の場合については「確定申告書（決算書）の写し」及び「納税証明書」は不要 - 創業計画添付書及び創業計画書（創業計画書については、公益財団法人東京都中小企業振興公社の創業支援を受け、策定した創業計画書で代用することができます。また、区市町村の制度融資と併用する場合は、区市町村所定の創業計画書で代用することができます。）
-----	---

創業融資

創業経営者保証不要型

▶ 法人代表者の保証が不要

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、「スタートアップ創出促進保証制度要綱」に定める要件に該当すること（国の全国統一保証制度）

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金	
融資限度額※	3,500万円	
融資期間	10年以内（据置期間1年以内又は3年以内を含む。）	
融資利率（年率）	固定金利	3年以内 1.65%以内 3年超5年以内 1.75%以内 5年超7年以内 1.95%以内 7年超 2.15%以内
	変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は1年以内）。ただし、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とすることができます。	
融資形式	証書貸付	
信用保証料補助	保証協会の定める信用保証料率に0.2%を上乗せした信用保証料から、信用保証料の3分の2	
保証人・物的担保	徴求不可	
その他	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「スタートアップ創出促進保証制度要綱」の定めるとおりとします。	
必要書類	創業計画添付書及び創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）	

※ 平成18年度以降の「ベンチャー」、平成17年度以降の「創業」、平成16年度の「創業前」「創業後」及び平成15年度以前の「創業」「創業1」「創業2」「創業3」の既往融資残高を含めます。

※ 融資限度額は、令和5年度の「創業・先進」との合算で8,000万円以内とします。

創業融資

創業（創業支援特例/創業経保支援特例）

▶ 特例措置 ～ 「創業/創業経営者保証不要型」の金利から0.4%優遇

ご利用いただける方

「創業」、「創業経営者保証不要型」をご利用いただける方で、次のいずれかを満たす方

- (1) 産業競争力強化法第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること。（※1）
- (2) 商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社又は保証協会より認定特定創業支援等事業に準ずる支援（※2）を受け、その証明を受けていること。

必 要 書 類

- ・「創業」、「創業経営者保証不要型」の必要書類
- ・認定特定創業支援等事業に係る区市町村長の証明書の写し又は商工会議所・商工会、公益財団法人東京都中小企業振興公社若しくは保証協会が発行する創業支援内容証明書

※1 認定特定創業支援事業に係る「創業関連保証」の特例

融資対象1については、創業6か月前から利用できるものとします。

※2 直近1年以内に4回以上、1か月以上の継続的な期間実施される創業支援であって、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につくものをいいます。

特徴

社会的課題を成長のエンジンに転換して、持続可能な経済社会の実現に取り組む
スタートアップと呼ばれる方に

スタートアップ支援

ご利用いただける方

- 2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下のいずれかに該当する方
 (1) 以下リンクまたはQRコード先「スタートアップ支援」に記載の事業名 / 取組名及び実施事項に
該当する方
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youushi/youushi>
 (2) 「創業」の融資残高があり、かつ、保証申込時点で「創業」の要件を満たしている方



融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	2億8,000万円（組合4億8,000万円）		
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3年以内 1.85%以内 3年超5年以内 1.95%以内 5年超7年以内 2.15%以内 7年超10年以内 2.35%以内 10年超 2.55%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3年以内 1.65%以内 3年超5年以内 1.75%以内 5年超7年以内 1.95%以内 7年超10年以内 2.15%以内 10年超 2.35%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が2年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書又は手形貸付とすることができます。		
信用保証料補助	信用保証料の3分の2		
必要書類	3ページの申込書類の「1 共通事項」のほか、融資対象であることが確認できる書類		

海外展開支援

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、独立行政法人日本貿易機構、信金中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構若しくは公益財団法人東京都中小企業振興公社による海外展開に関する支援又は自らの取組により、海外展開に関する事業計画を策定及び実行する方。

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金				
融資限度額※	2 億 8,000 万円				
融資期間	15 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）				
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3年以内	1.85%以内	
			3年超5年以内	1.95%以内	
			5年超7年以内	2.15%以内	
			7年超10年以内	2.35%以内	
			10年超	2.55%以内	
	変動金利	「短プラ+0.4%」以内			
責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3年以内	1.65%以内		
		3年超5年以内	1.75%以内		
		5年超7年以内	1.95%以内		
		7年超10年以内	2.15%以内		
		10年超	2.35%以内		
変動金利	「短プラ+0.2%」以内				
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）				
融資形式	証書貸付				
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1				
必要書類	・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 海外展開事業計画書 ・ 海外展開に係る独立行政法人日本貿易振興機構信金中央金庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は公益財団法人東京都中小企業振興公社の支援を受けた場合、海外展開支援内容証明書				

※ 平成 28 年度以降の「海外展開」の既往融資残高を含めます。

販路開拓融資

特徴

ビジネスチャンス・ナビを活用して販路開拓を行いたい方に

ビジネス・チャンスナビ

ご利用いただける方

ビジネスチャンス・ナビにユーザー登録している中小企業者又は組合

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	1 億円		
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。ただし、ビジネスチャンス・ナビに掲載された入札・調達案件を受注している場合は、その工事代金等が入金されるまでの期間を据置期間とすることかできる。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3 年以内 1.85%以内 3 年超 5 年以内 1.95%以内 5 年超 7 年以内 2.15%以内 7 年超 2.35%以内
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3 年以内 1.65%以内 3 年超 5 年以内 1.75%以内 5 年超 7 年以内 1.95%以内 7 年超 2.15%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内（ビジネスチャンス・ナビに掲載された入札・調達案件を受注している場合は、その工事代金等が入金されるまでの期間）の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書又は手形貸付とすることができます。		
必要書類	・ 3 ページの申込書類の「1 共通事項」 ・ ビジネスチャンス・ナビへユーザー登録したことが確認できる書類（登録完了メールの写し等） ・ 据置期間が 1 年を超える場合は、ビジネスチャンス・ナビに掲載された入札・調達案件を受注していることが確認できる資料		
その他	融資限度額には、保証協会の「ナビ連携 A」及び「ナビ連携 B」、平成 29 年度以降の「事業・ナビ A」及び「事業・ナビ B」並びに令和 2 年度以降の「ナビ A」及び「ナビ B」の既往融資残高を含めます。		

設備投資・企業立地促進〔設備投資〕

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、事業の実施に必要な設備（機械・装置、工具・器具、備品等）の導入、増強、改良、補修等（テレワーク又はDX推進に資する設備並びにICT・IoT・AI・ロボットを活用した設備の導入を含む。）を行う方、又は建物の改修、建替等（耐震化、バリアフリー化を含む。）を行う方

融 資 条 件

資金使途	設備資金に付随する運転資金・設備資金		
融資限度額※	2 億 8,000 万円		
融資期間	15 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3 年以内 1.85%以内
			3 年超 5 年以内 1.95%以内
			5 年超 7 年以内 2.15%以内
			7 年超 10 年以内 2.35%以内
			10 年超 2.55%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3 年以内 1.65%以内
			3 年超 5 年以内 1.75%以内
			5 年超 7 年以内 1.95%以内
			7 年超 10 年以内 2.15%以内
			10 年超 2.35%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）		
融資形式	証書貸付		
信用保証料補助	信用保証料の 3 分の 2		
必要書類	・3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・設備投資計画添付書及び設備計画書		

※ 平成 20 年度以降の「立地」、平成 26 年度以降の「設備・立地」並びに、令和 2 年度以降の「設備投資」及び「立地促進」の既往融資残高を含めます。

※ 区市町村の制度融資と併用し、又は区市町村の制度融資と同時に申込みをする場合は、区市町村所定の計画書で代用することができる。

設備融資

特徴

工場・事務所の新增設を行いたい方に

設備投資・企業立地促進〔企業立地促進〕

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、引き続き 1 年以上（売上発生から 1 年以上）同一事業を営んでおり、東京都内において工場・事務所・店舗の新增設、移転等を行う方

融 資 条 件

資金使途	設備資金に付随する運転資金・設備資金			
融資限度額※	2 億 8,000 万円			
融資期間	15 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）			
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3 年以内	1.85%以内
			3 年超 5 年以内	1.95%以内
			5 年超 7 年以内	2.15%以内
			7 年超 10 年以内	2.35%以内
			10 年超	2.55%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内	
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3 年以内	1.65%以内
			3 年超 5 年以内	1.75%以内
5 年超 7 年以内			1.95%以内	
7 年超 10 年以内			2.15%以内	
10 年超			2.35%以内	
	変動金利	「短プラ+0.2%」以内		
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）			
融資形式	証書貸付			
物的担保	原則として物的担保を要します。			
信用保証料補助	信用保証料の 3 分の 2			
必要書類	・3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・設備投資計画添付書及び設備計画書			

※ 平成 20 年度以降の「立地」、平成 26 年度以降の「設備・立地」並びに、令和 2 年度以降の「設備投資」及び「立地促進」の既往融資残高を含めます。

※ 区市町村の制度融資と併用し、又は区市町村の制度融資と同時に申込みをする場合は、区市町村所定の計画書で代用することができる。

特徴

外部の専門家の支援を受けつつ、経営基盤を強化したい方に

▶ 特例措置 ～ 強化認定革新特例は「経営強化」の金利から 0.2%優遇

経営強化

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の（１）を満たす方。なお、（１）を満たす方で、（２）も併せて満たす方は強化認定革新特例を利用することができます。

（１）中小企業等経営強化法の認定を受けていること。

（２）経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。

融 資 条 件

資金使途	事業計画の実施に必要な運転資金・設備資金		
融資限度額	1 億円（組合 2 億円）※		
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3 年以内 1.85%以内
			3 年超 5 年以内 1.95%以内
			5 年超 7 年以内 2.15%以内
			7 年超 2.35%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3 年以内 1.65%以内
			3 年超 5 年以内 1.75%以内
			5 年超 7 年以内 1.95%以内
			7 年超 2.15%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1		

必要書類	・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」ご利用いただける方（1）の場合 ・ 中小企業経営強化法の認定を受けたことが確認できる資料の写し（「法に基づく申請書及び認定書」、「認定・認証・登録書」等） - ご利用いただける方（2）の場合 ・ 確認申請書（経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことの確認資料）
------	--

※ 令和 2 年度以降の「強化認定」及び「強化認定・革新」の既往融資残高を含めます。

経営強化融資

経営強化（強化認定革新特例）

▶ 特例措置 ～ 「経営強化」の金利から 0.2%優遇

ご利用いただける方

「経営強化」をご利用いただける方で、次の条件を満たす方
 経営革新計画（中小企業等経営強化法）に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことについて確認申請書により確認を受けていること。

必 要 書 類

- ・ 「経営強化」の必要書類
- ・ 確認申請書（経営革新計画に係る中小企業診断士の実施フォローアップを受けたことの確認資料）

経営力強化保証対応型〔都経営力強化〕

ご利用いただける方

2 ページ目の「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方。

融資条件

資金使途	事業計画の実施に必要な運転資金・設備資金 なお、そのほか、原則として既往の保証協会の保証付融資の全て借り換えの対象となる。ただし、経営安定関連保証（5号）については、経営の安定に必要な事業資金とし、既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金※1を借り換える場合に限る。
融資限度額※2	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間※3	運転資金 5 年以内（据置期間 1 年以内を含む。） 設備資金 7 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年率）	【固定金利】（融資期間により異なる。融資時の金利が完済まで適用される。） 融資期間 3 年以内 1.85%以内 3 年超 5 年以内 1.95%以内 5 年超 7 年以内 2.15%以内 7 年超 2.35%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）とする。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が小規模企業者に対して信用保証料の 2 分の 1 を補助する。
必要書類	・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 国の「経営力強化保証制度要綱」定める「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ・ 事業行動計画書（申込人が策定したもの） ・ 経営安定関連保証（5号）については、保険法第 2 条第 5 項第 5 号に規定する市町村長又は特別区長の認定書
その他	金融機関及び融資対象者の責務及び報告などその他の条件については、国の「経営力強化保証制度要綱」の定めるところとする。

※1 既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
- ・ 伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
- ・ 保険法第 12 条に規定する経営安定保証（保険法第 2 条第 5 項第 4 号（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特定中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・ 保険法第 15 条に規定する危機関連保証（保険法第 2 条第 6 項（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）の特例中小企業者に係るものに限る。）に係る既往借入金
- ・ 経営安定関連保証（5号）であって令和 2 年経済産業省告示第 49 号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（延長後の期間を含む。）に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

※2 平成 24 年度以降の「都経営力強化」、平成 29 年度の「経営支援特例」、平成 30 年度の（経営支援（融資対象 1）、令和元年度の「経営支援（融資対象 1）」及び令和 2 年度以降の「強化支援」の既往残高を含める。

※3 この制度によって、既往の保証協会の保証付融資を借り換える場合は 10 年以内とする。

チャレンジ

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合のうち、次のいずれかの事業を行う方（各事業の詳細は45ページの【別表】）

- （1） 公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業
- （2） 東京都等の助成金の交付決定を受けた事業
- （3） 令和7年度において東京都が重点的支援を行う事業等

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※	1 億円（組合 2 億円）		
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3 年以内 1.85%以内 3 年超 5 年以内 1.95%以内 5 年超 7 年以内 2.15%以内 7 年超 2.35%以内
		変動金利	「短プラ+0.4%」以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3 年以内 1.65%以内 3 年超 5 年以内 1.75%以内 5 年超 7 年以内 1.95%以内 7 年超 2.15%以内
		変動金利	「短プラ+0.2%」以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
必要書類	・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 「チャレンジ」申込書 ・ 融資対象であることが確認できる資料の写し（「法に基づく申請書及び認定書」、「認証保育所認証書」、「認定・認証・登録書」、「助成金の申請書及び交付決定」等）		

※ 平成 18 年度以降の「チャレンジ」、平成 17 年度以降の「承継」並びに平成 16 年度以降の「チャレンジ 1」、「チャレンジ 2」、「地域支援」及び「多角化」の既往融資残高を含めます。

【別表】 令和 7 年度東京都中小企業制度融資 融資対象一覧 チャレンジ

東京都の事業	
中小企業活力向上プロジェクトアドバンスの「アシストコース」及び中小企業活力向上プロジェクトアドバンスプラスの「グロースサポート」による支援を受けたもの（事業計画書を策定し、支援の証明を受けているもの）	
商店街チャレンジ戦略支援事業の助成金交付決定を受けたもの	
商店街デジタル化推進事業の助成金交付決定を受けたもの	
事業可能性評価事業の認定を受けたもの	
伝統工芸品産業の振興事業の支援・認定を受けたもの	
中小企業ニューマーケット開拓支援事業の支援を受けたもの	
東京都ベンチャー技術大賞において表彰を受けたもの	
中小企業技術活性化支援事業の助成金交付決定を受けたもの	
明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業の助成金交付決定を受けたもの	
東京都認証保育所事業の認証を受けたもの	
東京における地区物流効率化認定制度の認定を受けたもの	
東京における産業廃棄物処理業者の適正処理・資源化の取組に係る優良性基準適合認定制度の認定を受けたもの	
その他	
研究開発等の支援のために、国・地方公共団体・その他関連団体から助成金交付決定を受けたもの	
「中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）」の認定を受けたもの	

制度一覧
産業育成支援
DX・インベ
女性活躍推進
社会課題解決
金融機関提案
小規模事業
一般事業
創業
スタートアップ支援
販路開拓
設備
経営強化
チャレンジ
事業承継
経営安定
借換・再生支援
危機対応
事業・業態転換
緊急
相談窓口

事業承継融資

特徴

事業承継に必要な資金を調達したい方に

- ▶ 特例措置 ～事業承継支援特例は「事業承継」の金利から 0.2%優遇

事業承継一般

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、次の（１）から（４）までのいずれかに該当する方

- （１）事業承継を 10 年以内に行う計画を策定し、計画の実行に取り組む方
- （２）事業を承継した日から 5 年未満であって、事業計画を策定し、承継後の経営の安定化等に取り組む方
- （３）事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定を受けた方
- （４）事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定を受けた方

融 資 条 件

資金使途	・ご利用いただける方（１）から（３）の場合、運転資金・設備資金 ・ご利用いただける方（４）の場合、他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産を取得するために必要な次のいずれかの資金。ただし、以下のイは会社の株式等に限ります。 ア 事業用資産等の取得資金 イ 会社の株式等の取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の 100 分の 50 を超える議決権の数を有することとなる場合に限る。）		
融資限度額※	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3 年以内	1.85%以内
		3 年超 5 年以内	1.95%以内
		5 年超 7 年以内	2.15%以内
		7 年超	2.35%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の対象外となる場合	3 年以内	1.65%以内
		3 年超 5 年以内	1.75%以内
		5 年超 7 年以内	1.95%以内
		7 年超	2.15%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の 3 分の 2		
必要書類	・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ ご利用いただける方 ・ （１）の場合、事業承継計画書（承継前） ・ （２）の場合、事業承継計画書（承継後） ・ （３）及び（４）の場合、都道府県知事の認定書（中小企業おける経営の継承の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項に係る認定）		

※ 平成 27 年度以降の「事業承継」、平成 30 年度以降の「事業承継（融資対象 1）」及び「事業承継（経営者保証特例）」並びに、令和 2 年度以降の「承継一般」及び「承継経保」の既往融資残高を含めます。

事業承継経営者保証不要型

▶ 法人代表者の保証が不要

ご利用いただける方

2ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、次の（１）又は（２）に該当し、かつ（３）に該当する方。ただし、既に信用保証協会の事業承継特別保証制度を利用したことがある方は、当該制度の初回の保証日（貸付実行されたものに限り。）から３年以内に保証申込みを行うものに限り。（国の全国統一保証制度）

- （１）保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有していること。
- （２）国の「事業承継特別保証制度要綱」に定める期間に事業承継を実施しており、事業承継日から３年を経過していないこと。
- （３）次のアからエまでの全てを満たすこと。
 - ア 資産超過であること。
 - イ EBITDA 有利子負債倍率（＝（借入金・社債－現預金）／（営業利益＋減価償却））が 10 倍以内であること。
 - ウ 法人・個人の分離がなされていること。
 - エ 返済緩和している借入金が無いこと。

融 資 条 件

資金使途	【ご利用いただける方（１）の場合】 事業資金であって、個人の保証人を提供していない既往借入金の返済資金以外の資金 【ご利用いただける方（２）の場合】 事業資金であって、事業承継前（代表者の交代及び追加の登記を行う前）における個人の保証人を提供している既往借入金の返済資金								
融資限度額※	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）								
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）								
融資利率（年率）	<table> <tr> <td>3 年以内</td><td>1.85%以内</td></tr> <tr> <td>3 年超 5 年以内</td><td>1.95%以内</td></tr> <tr> <td>5 年超 7 年以内</td><td>2.15%以内</td></tr> <tr> <td>7 年超</td><td>2.35%以内</td></tr> </table>	3 年以内	1.85%以内	3 年超 5 年以内	1.95%以内	5 年超 7 年以内	2.15%以内	7 年超	2.35%以内
3 年以内	1.85%以内								
3 年超 5 年以内	1.95%以内								
5 年超 7 年以内	2.15%以内								
7 年超	2.35%以内								
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。								
融資形式	証書貸付又は手形貸付								
信用保証料補助	信用保証料の 3 分の 2 又は保証料率 0.2%に相当する信用保証料のいずれか高い方								
必要書類	・3 ページの申込書類の「1 共通書類」 【国の事業承継特別保証制度要綱で定める以下の書類】 ・事業承継計画書 ・財務要件等確認書 ・借換債務等確認書（既往借入金の借換をする場合） ・他行借換依頼書兼確認書（既往借入金の借換をする場合で申込金融機関以外の借入金を含む場合） ・事業承継時判断材料チェックシート（経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合の料率を使用する場合）								

※ 令和 2 年度以降の「承継経保」の既往融資残高を含めます。

事業承継個人融資型

ご利用いただける方

次の(1)又は(2)のいずれかを満たす方

- (1) 事業承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じているとして、都道府県知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項に係る認定）を受けた会社である中小企業者の代表者個人であって、以下の会社要件及び代表者要件を満たすこと。

（中小企業者の会社要件） 2 ページの「ご利用頂ける方」の条件を満たす中小企業者であること。

（代表者個人要件） 次のアからウまでを満たすこと。

ア 東京都内に住居を有すること。

イ 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。

ウ 現在かつ将来にわたって暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

- (2) 事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の事業承継に伴い、都道府県知事の認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第 1 項に係る認定）を受けた事業を営んでいない個人であって、以下の他の中小企業者の要件及び個人要件を満たすこと。

（他の中小企業者の要件） 2 ページの「ご利用頂ける方」の条件を満たす中小企業者であること。

（個人要件） 次のアからウまでを満たすこと。

ア 東京都内に住居を有すること。

イ 租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと。ただし、完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。

ウ 現在かつ将来にわたって暴力団等に該当せず、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

融 資 条 件

資金使途	【ご利用いただける方（1）の場合】 次のいずれかに該当すること ア 株式等取得資金 イ 事業用資産等取得資金 ウ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 エ 遺産分割に伴う返済資金又は遺留分減殺に伴う価格弁償資金 オ 会社の事業活動の継続に特に必要な資金		
	【ご利用いただける方（2）の場合】 次のいずれかに該当すること ア 事業用資産等取得資金 イ 株式等取得資金（株式等を取得することにより、他の中小企業者の総株主等議決権数の100分の50を超える議決権の数を有することとなる場合に限り。）		
融資限度額	2 億 8,000 万円		
融資期間	15 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3 年以内	1.85%以内
		3 年超 5 年以内	1.95%以内
		5 年超 7 年以内	2.15%以内
		7 年超 10 年以内	2.35%以内
		10 年超	2.55%以内

融資利率（年率）	責任共有制度の対象外となる場合	3年以内 1.65%以内 3年超5年以内 1.75%以内 5年超7年以内 1.95%以内 7年超10年以内 2.15%以内 10年超 2.35%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができます。	
融資形式	証書貸付又は手形貸付	
信用保証料補助	信用保証料の3分の2	
必要書類	ご利用いただける方(1)の場合 - 原則として、3ページの申込書類の「1 共通書類」に定める書類のうち【個人の方】で必要となる書類に加えて、会社である認定中小企業者に関して、【法人の方】で必要となる書類の一部（申込者が個人として他に事業を営んでいない場合には、「確定申告書の写し」及び「納税証明書」は不要です。） - 都道府県知事の認定書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定） ご利用いただける方(2)の場合 - 原則として、3ページの申込書類の「1 共通書類」に定める書類のうち【個人の方】で必要となる書類。（ただし、「確定申告書の写し」及び「納税証明書」は不要です。） - また、経営の承継を行う他の中小企業者に関して、【法人の方】及び【個人の方】で必要となる書類の一部 - 都道府県知事の認定書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項に係る認定）	

※ 平成30年度以降の「事業承継（融資対象2）」及び令和2年度以降の「承継個人」の既往融資残高を含めます。

事業承継融資

事業承継（事業承継支援特例）

▶ 特例措置 ～「事業承継」の金利から0.2%優遇

ご利用いただける方

「事業承継一般、事業承継経営者保証不要型又は事業承継個人融資型（1）」をご利用いただいている方で、次のいずれかの条件を満たす方

- （1）地域持続化支援事業による東京商工会議所、東京都商工会連合会又は町田商工会議所からの支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。
- （2）公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業承継・再生支援事業による支援を1年以内に複数回受け、その証明を受けていること。
- （3）一般社団法人東京都信用金庫協会及び一般社団法人東京都信用組合協会が行う「地域金融機関による事業承継促進事業」における、事業承継計画策定のための専門家派遣支援を1年以内に受け、その証明を受けていること。

必要書類

「事業承継一般、事業承継経営者保証不要型又は事業承継個人融資型」の必要書類

- ・支援団体が発行する事業承継支援内容証明書

事業承継融資

特徴

M&A による事業承継に取組みたい方に

M&A 促進

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で、M&A 実施に要する資金を用途とすること。ただし売却側は、M&A 実施後に残存事業を継続することを前提としている場合のみ融資申込することができます。

融資条件

資金用途	運転資金・設備資金			
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）			
融資期間	15 年以内（据置期間 5 年以内を含む。）			
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	固定金利	3 年以内	1.85%
			3 年超 5 年以内	1.95%
			5 年超 7 年以内	2.15%
			7 年超 10 年以内	2.35%
			10 年超	2.55%
	責任共有制度の対象外となる場合	固定金利	3 年以内	1.65%
			3 年超 5 年以内	1.75%
			5 年超 7 年以内	1.95%
			7 年超 10 年以内	2.15%
			10 年超	2.35%
返済方法	分割返済（元金据置期間は 5 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。			
融資形式	証書又は手形貸付とすることができます。			
信用保証料補助	信用保証料の 3 分の 2			
必要書類	・ 3 ページの申込書類の「1 共通事項」 ・ M&A 確認書			

特徴 売上の減少、取引先の倒産、災害等に対応

経営セーフ

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、セーフティネット保証(※)に係る区市町村長の認定（信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 8 号までの認定）を受けた方

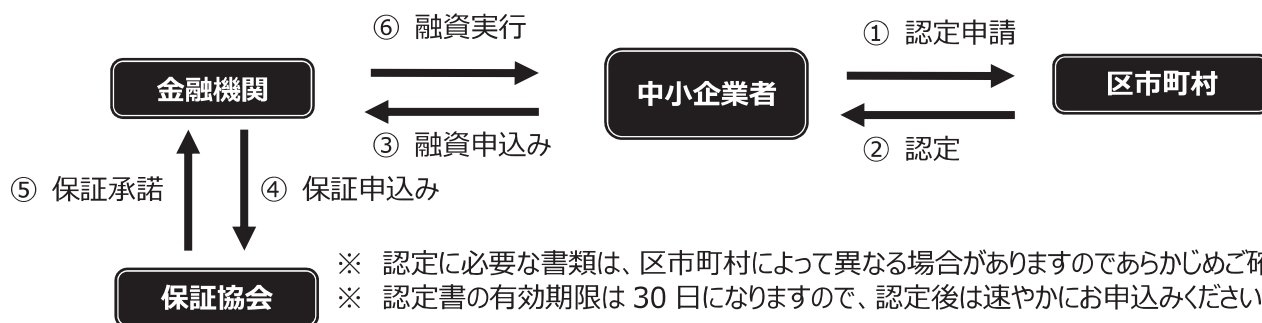
※ セーフティネット保証の内容については、6 ページをご覧ください。

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3 年以内	1.85%以内
		3 年超 5 年以内	1.95%以内
		5 年超 7 年以内	2.15%以内
		7 年超	2.35%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の対象外となる場合	3 年以内	1.65%以内
		3 年超 5 年以内	1.75%以内
		5 年超 7 年以内	1.95%以内
		7 年超	2.15%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1		
必要書類	・3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・区市町村長の認定書（信用保険法第 2 条第 5 項に係る認定）		
その他	申込受付期間は、認定書の有効期間内とします。		

※ 平成 16 年度以降の「経営セーフ」、平成 20 年度以降の「経営緊急」及び平成 23 年度以降の「円高セーフ」の既往融資残高を含めます

< 融資の流れ >



※ 認定に必要な書類は、区市町村によって異なる場合がありますのであらかじめご確認ください。
※ 認定書の有効期限は 30 日になりますので、認定後は速やかにお申込みください。

経営一般

ご利用いただける方

- 2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の(1)から(9)までのいずれかに該当する方
- (1) 「最近 3 か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後 3 か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が前年同期と比較して、5%以上減少している。
 - (2) 「最近 3 か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後 3 か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が令和 2 年 1 月以前の直近同期と比較して、5%以上減少している。
 - (3) 原油価格の上昇により、製品の製造若しくは加工又は役務の提供（以下「製品等」といいます。）に係る売上原価のうち 20%以上を占める原油又は石油製品（以下「原油等」といいます。）の仕入価格が 20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の上げが著しく困難であるため、最近 3 か月間の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合が、前年同期の平均売上高に占める原油等の平均仕入価格の割合を上回っていること。
 - (4) 売上高営業利益率が前年同期比 20%以上減少している。
 - (5) 金融機関からの総借入金が前年同期比 10%以上減少している。
 - (6) 倒産等企業(※1)に事業上の債権を有している。
 - (7) 災害により事業活動に影響を受けている。なお、当該災害について官公庁の発行する災害証明を受けていることが必要
 - (8) 東京都知事が指定する経営環境の急激な変化によって事業活動に支障を生じている方であって（アスベスト対策）、別に定める要件に該当している。
 - (9) 東京都知事が指定する経営環境の急激な変化によって事業活動に支障を生じているものであって（米国関税措置関連）、別に定める要件に該当している。

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額※2	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3 年以内	1.85%以内
		3 年超 5 年以内	1.95%以内
		5 年超 7 年以内	2.15%以内
		7 年超	2.35%以内
融資利率（年率）	責任共有制度の対象外となる場合	3 年以内	1.65%以内
		3 年超 5 年以内	1.75%以内
		5 年超 7 年以内	1.95%以内
		7 年超	2.15%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		

信用保証料補助	信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の2分の1 ただし、ご利用いただける方の(9)に該当するものは、全事業者に対し、 信用保証料の2分の1
その他	・ご利用いただける方(6)の場合、申込受付期間は、倒産等企業に倒産等の事由が 発生した日又は倒産等企業が東京都知事へ届出をした日のいずれか近い日から1年以 内とします。

必要書類

- ・3ページの申込書類の「1 共通書類」
- ・「経営一般」該当届
- ・融資対象であることが確認できる書類の写し

※1 倒産等企業の届出

- (1) 倒産等企業は、倒産等企業の代表者、破産管財人、法的手続を受任した弁護士又は債権者集会の代表者が、倒産等の日から1年以内に「倒産等企業届出書」及び「倒産等関連中小企業者名簿」を、東京都産業労働局金融部金融課に提出するものとします。
- (2) 倒産等企業の届出の有無の確認は、東京都又は保証協会への照会によることとします。

- ※2 平成16年度以降の「経営一般」(ただし、令和3年度以降の「経営一般(ウクライナ情勢対応緊急融資)」は除く。)及び平成23年度以降の「円高一般」の既往融資残高を含めます。

経営改善（フェニックス金融支援パッケージ）

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）に定める要件（経営サポート会議等による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うこと等）に該当する方【国の全国統一保証制度】

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金 ただし、事業再生計画の実施に必要な資金に限る。 （原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となります。）		
融資限度額※1	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	15 年以内（据置期間 3 年以内を含む。）		
融資利率（年率）	責任共有制度の対象となる場合	3年以内 1.85%以内 3年超5年以内 1.95%以内 5年超7年以内 2.15%以内 7年超10年以内 2.35%以内 10年超 2.55%以内	
	※2 責任共有制度の対象外となる場合	3年以内 1.65%以内 3年超5年以内 1.75%以内 5年超7年以内 1.95%以内 7年超10年以内 2.15%以内 10年超 2.35%以内	
返済方法	分割返済（元金据置期間は 3 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	国補助後の事業者負担のうち、3 分の 2 相当分を都が補助		
必要書類	・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 国の「事業再生計画実施関連保証制度要綱」に定める計画書の写し（経営者保証免除対応を適用する場合は「経営者保証免除確認書」）		
その他	・ 申込受付期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの保証申込受付（東京信用保証協会の受付）とします。 ・ 次の①及び②を満たす場合に、経営者保証を免除することができます（信用保証料の上乗せ分も都が補助）。 ① 直近の決算書が資産超過であること。 ② 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていない。		

※1 令和元年度の「経営支援（融資対象 3）」及び令和2年度以降の「改善サポート」の既往融資残高を含めます。

※2 責任共有の対象外となる保証を付した既往借入金の返済を資金使途とした同額以内での本融資による借換えを行う場合に限り、責任共有制度の対象外となる保証を付した本融資を利用することができます。

特別借換

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の（１）及び（２）を満たす方

- （１）保証協会の保証付融資を利用していること。
- （２）事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。

融 資 条 件

資金使途	運転資金 (原則として既往の保証協会の保証付融資の全てが借り換えの対象となります。)
融資限度額	今回借り換える保証協会の保証付融資の既往融資残高に、事業計画の実施に必要な資金及びこの融資に係る諸費用を加えた額の範囲内とします。
融資期間	10年以内（据置期間 1 年以内を含む。)
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）
融資形式	証書貸付
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1
必要書類	・3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・「特別借換」事業計画書（本制度で借り換える借入金の内容、今後の取組内容、経営実績、今後の見込等を記載した計画で、金融機関を経由して保証協会に提出していただくものです。）

企業再生（再生法的整理）

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の(1)から(3)までの全てに該当する方

(1) 次のいずれかに該当する方

- ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続の申し立てを行った方又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき会社更生手続の申し立てを行った方
- イ 民事再生法第 188 条第 1 項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた方

(2) 民事再生計画又は会社更生計画の認可の決定が確定した後 3 年を経過しておらず、かつその計画を完遂していない方

(3) 次のア及びイを満たす方

- ア 金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。
- イ 償還が見込まれること。

融 資 条 件

資金使途	次に掲げる資金とする。 (1) 原材料の購入のための費用 (2) 商品の仕入れのための費用 (3) 商品の生産に係る労務費及び経費 (4) 設備の増強、改良、補修等のための費用 (5) 販売費及び一般管理費 (6) 借入金利息の弁済のための費用 (7) 金銭債権の弁済のための費用
融資限度額※	2 億円（組合同）
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）又は保証協会の指定する方法
融資形式	証書貸付又は手形貸付。ただし、6 か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができます。
物的担保	必要に応じて物的担保を要します。
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、下の(1)～(10)までの書類の写し。ただし、保証協会が、再生計画履行可能性が高いこと等により提出を不要と判断した書類については、この限りではありません。また、再生計画及び更生計画の認可決定前の申込みである場合は、(6)～(8)までの書類の写しの提出は不要です。 (1) 過去 1 年分の月次資金繰り実績表 (2) 今後 1 年分の月次資金繰り予定表 (3) 過去 3 年分の貸借対照表・損益計算書・事業報告書・株主資本等変動計算書等及び附属明細書並びに税務申告書 (4) 民事再生、会社更生の手続開始申立書及び申立書の添付書類一切 (5) 民事再生、会社更生の申請に係る監督委員又は管財人の意見書（調査委員の報告書がある場合はそれを含みます。） (6) 民事再生、会社更生の計画認可決定書及び事業計画書を含んだ認可決定の添付書類一切 (7) 計画履行報告書（認可後、返済計画を履行している場合） (8) 別除権についての返済計画書（別除権に対する返済を履行している場合は、返済履行報告書を含みます。） (9) 取引先からの支援を証する書類（取引証明書、契約書、納品書、発注書、依頼書、業務提携書等） (10) その他、保証協会が必要とする書類

※ 平成 14 年度から平成 19 年度までの「再建」、平成 20 年度以降の「企業再建」、平成 18 年度以降の「リバイバル」及び令和 3 年度までの「企業再生」の既往融資残高を含めます。

企業再生（再生私的整理）

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次の(1)から(10)までのいずれかに従って事業再生を行う方

- (1) 公益財団法人東京都中小企業振興公社における事業再生に係る委員会が策定を支援した再生計画
- (2) 東京都中小企業活性化協議会が策定を支援した再生計画
- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の「中小企業再生ファンド」事業が出資する投資事業有限責任組合又は機構が策定を支援した再生計画
- (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- (5) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った再生計画
- (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った再生計画
- (7) 特定認証紛争解決手続きに基づき策定された再生計画
- (8) 私的整理ガイドラインに基づき策定された再生計画
- (9) 経営サポート会議（中小企業者又は金融機関からの要請に基づき中小企業者ごとに開催する会議であって保証協会が参加するもの）による検討に基づき策定された再生計画
- (10) 中小企業の実業再生等に関するガイドラインに基づき策定された再生計画

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額※	2 億円
融資期間	10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
融資利率（年率）	金融機関所定利率
返済方法	分割返済（元金据置期間は 1 年以内）又は保証協会の指定する方法
融資形式	証書貸付又は手形貸付。ただし、6 か月以内の場合は手形割引又は電子記録債権割引とすることができます。
物的担保	必要に応じて物的担保を要します。
信用保証料補助	信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模企業者に対し、信用保証料の 2 分の 1
必要書類	・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 再生計画書 ・ 情報提供等に関する同意書
	【ご利用いただける方の（2）の場合】 ・ 3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・ 東京都中小企業活性化協議会が作成した「再生計画調査報告書」の原本又は写し ・ 情報提供等に関する同意書

※ 平成 14 年度から平成 19 年度までの「再建」、平成 20 年度以降の「企業再建」、平成 18 年度以降の「リバイバル」及び令和 3 年度までの「企業再生」の既往融資残高を含めます。

危機対応融資

特徴

東日本大震災や大規模な経済危機や災害等の被害を受けた方に

危機対応

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、次のいずれかに該当する方

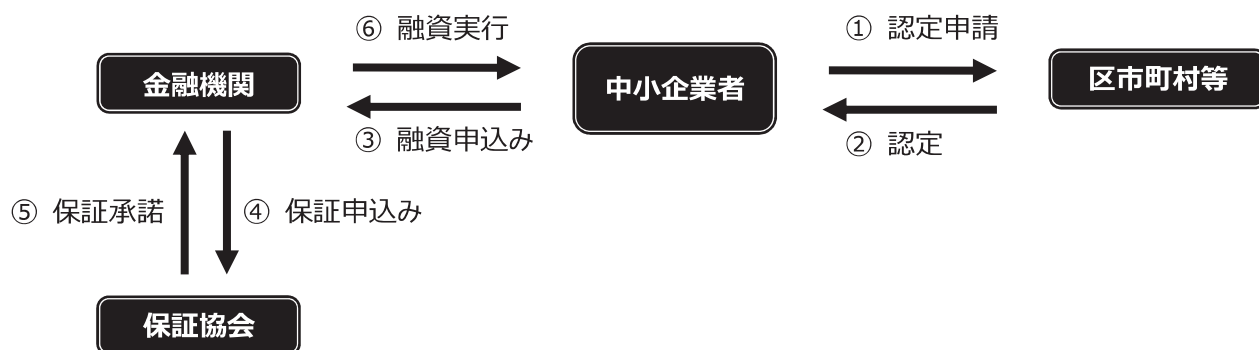
- (1) 東日本大震災復興緊急保証に係る区市町村長等の認定等（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号）第 128 条に係る認定等）を受けた方
- (2) 危機関連保証に係る区市町村長の認定（信用保険法第 2 条第 6 項に係る認定）を受けた方

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金								
融資限度額※	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）								
融資期間	10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）								
融資利率（年率）	<table border="1"> <tr> <td>3 年以内</td><td>1.65%以内</td></tr> <tr> <td>3 年超 5 年以内</td><td>1.75%以内</td></tr> <tr> <td>5 年超 7 年以内</td><td>1.95%以内</td></tr> <tr> <td>7 年超</td><td>2.15%以内</td></tr> </table>	3 年以内	1.65%以内	3 年超 5 年以内	1.75%以内	5 年超 7 年以内	1.95%以内	7 年超	2.15%以内
3 年以内	1.65%以内								
3 年超 5 年以内	1.75%以内								
5 年超 7 年以内	1.95%以内								
7 年超	2.15%以内								
返済方法	分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 2 年以内の場合は一括返済とすることができます。								
融資形式	証書貸付又は手形貸付								
信用保証料補助	信用保証料の 2 分の 1								
必要書類	3 ページの申込書類の「1 共通書類」のほか、区市町村長等の認定書等（東日本大震災法第 128 条に係る認定等）又は区市町村長の認定書（信用保険法第 2 条第 6 項に係る認定）								
その他	ご利用いただける方の（1）の場合は、東日本大震災復興緊急保証の適用期間内に貸付実行する必要があります。 ご利用いただける方の（2）の場合は、危機指定期間内に危機関連保証の認定申請がされている必要があります。								

※ 平成 23 年度以降の「災害緊急」、平成 30 年度の「危機関連」、平成 31 年度（令和元年）度以降の「危機対応」の既往融資残高を含めます。

< 融資の流れ >



事業再構築・業態転換

ご利用いただける方

- 2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者又は組合で、以下のいずれかに該当する方
- ・事業再構築・業態転換事業計画書を策定していること。
 - ・国の「事業再構築補助金」の交付決定を受けていること。
 - ・「金融・経営一体型支援事業」の支援を受けていること。

融 資 条 件

資金使途	運転資金・設備資金		
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）		
融資期間	15 年以内（据置期間 5 年以内）		
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	7 年以内	1.85%以内
		7 年超 15 年以内	2.35%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	7 年以内	1.65%以内
		7 年超 15 年以内	2.15%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 5 年以内）。 ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。		
融資形式	証書貸付又は手形貸付		
信用保証料補助	信用保証料の 3 分の 2		
必要書類	・3 ページの申込書類の「1 共通書類」「金融・経営一体型支援事業」 ・事業再構築・業態転換事業計画書 ・支援内容証明書 ・融資対象であることが確認できる書類の写し		

※ 令和 3 年度及び令和 4 年度以降の「事業・業態転換」を含める。

省エネルギー推進支援特例

ご利用いただける方

- 「事業・業態転換」をご利用いただいている方で、以下のいずれかを満たす方
- ・事業再構築・業態転換計画書について、エネルギー対策に係る計画を策定し、当該対策を実施した際の省エネルギー削減効果を記載すること。
 - ・「事業再構築補助金」について、「グリーン成長枠」の交付決定を受けていること。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）
融資期間	15 年以内（据置期間 5 年以内を含む。）
融資利率以外の融資条件	事業・業態転換に準ずる
融資利率（年率）	事業・業態転換の融資利率から 0.2%優遇した金利
返済方法	分割返済（元金据置期間は 5 年以内）とする。 ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。
融資形式	証書貸付又は手形貸付
信用保証料補助	信用保証料の 3 分の 2
必要書類	・3 ページの申込書類の「1 共通書類」 ・融資対象であることが確認できる書類の写し

※ 令和 3 年度及び令和 4 年度以降の「事業・業態転換」を含める。

エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資 (略称：エネルギー・ウクライナ・円安等)

特徴

ウクライナ情勢の変化や原油・エネルギー価格その他物価の高騰、円安等の要因により事業活動に影響を受けている方へ（感染症融資の借換も可能です）

ご利用いただける方

2 ページの「ご利用いただける方」の条件を満たす中小企業者で又は組合で、(1) 又は (2) を満たすもの。(1) を満たすものは借換対象コロナ融資の借換融資として、(2) を満たすものは当該要因に係る資金繰り改善を資金使途とした融資対象とすることができる。

(1) 次のア及びイを満たすもの

ア 借換対象コロナ融資の融資残高がある。

イ 事業計画を策定し、資金繰りの安定化や経営改善に取り組むこと。

(2) 次のア及びイを満たすもの

ア ウクライナ情勢、新型コロナウイルス感染症、円安又はエネルギー関連の要因等を発端として、事業活動に影響を受けていること。

イ 次のいずれかを満たすもの

①「最近 3 か月間（申込月の前々月を含めること。）の売上実績」又は「今後 3 か月間（申込月の翌月を含めること。）の売上見込」が直近同期と比較して 10% 以上減少していること。

②「最近 1 か月間の売上高総利益率」が直近同期と比較して 10% 以上減少していること。

③「最近 1 か月間の売上高営業利益率」が直近同期と比較して 10% 以上減少していること。

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金			
融資限度額	2 億 8,000 万円（組合 4 億 8,000 万円）			
融資期間	15 年以内（据置期間 5 年以内を含む。）			
融資利率（年率）	責任共有制度の 対象となる場合	固定金利	3 年以内	1.85%以内
	責任共有制度の 対象外となる場合	固定金利	3 年超 5 年以内	1.95%以内
			5 年超 7 年以内	2.15%以内
			7 年超 10 年以内	2.35%以内
			10 年超	2.55%以内
			3 年以内	1.65%以内
			3 年超 5 年以内	1.75%以内
			5 年超 7 年以内	1.95%以内
			7 年超 10 年以内	2.15%以内
			10 年超	2.35%以内
返済方法	分割返済（元金据置期間は 5 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることができます。			
融資形式	証書又は手形貸付とすることができます。			
信用保証料補助	融資残高に応じて以下のとおり東京都が信用保証料を補助する。 【8,000 万円以下】信用保証料の 5 分の 4 【8,000 万円超】信用保証料の 3 分の 2 を補助（信用保険法第 2 条第 3 項に定める小規模事業者に対しては、信用保証料の 4 分の 3）			
必要書類	・3 ページの申込書類の「1 共通事項」 ・「エネルギー・ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」該当届 ・借り換えの場合：「エネルギー・ウクライナ・円安等」の借り換えにかかる事業計画書及び情報提供に関する同意書 ・融資対象であることが確認できる書類（試算表、帳簿の写し等）			

※令和 3 年度以降の「経営一般（ウクライナ情勢対応緊急融資）」及び令和 4 年度の「ウクライナ情勢・円安等対応緊急融資」、令和 5 年度の「新型コロナウイルス感染症・ウクライナ情勢・円安・エネルギー等対応緊急融資（借換を伴わない場合）」の既往融資残高を含める。

都制度融資の相談窓口

○ 東京信用保証協会

八重洲 支店（千代田・中央・港・島しょ）	03（6264）1830	中央区銀座6-17-1 銀座6丁目-SQUARE12階
池袋 支店（豊島・板橋・練馬）	03（3987）5445	豊島区東池袋 1-24-1 ニッセイ池袋ビル 8 階
五反田 支店（品川・目黒）	03（5447）8250	品川区東五反田 2-10-2 東五反田スクエアビル 4 階
錦糸町 支店（墨田・江東・江戸川）	03（5608）2011	墨田区錦糸 1-2-1 アルカントラルビル 4 階
新宿 支店（新宿・中野・杉並）	03（3344）2251	新宿区西新宿 6-3-1 新宿アイランド・ウイングビル 3 階
千住 支店（足立・荒川・葛飾）	03（3888）7231	足立区千住仲町 40-10 住友生命北千住ビル 2 階
上野 支店（文京・台東・北）	03（3847）3171	台東区元浅草 2-6-7 マチビル 5 階
渋谷 支店（世田谷・渋谷）	03（5468）0135	渋谷区渋谷 3-28-13 渋谷新南口ビル 5 階
大田 支店（大田）	03（5710）3610	大田区南蒲田 1-20-20 城南地域中小企業振興センター 3 階
立川 支店（八王子支店担当地域以外の多摩地区）	042（525）6621	立川市曙町 2-37-7 コアシティ立川ビル 5 階
八王子 支店（八王子・町田・日野・多摩・稲城）	042（646）2511	八王子市明神町 3-20-6 八王子ファーストスクエアビル 3 階
【創業に関するご相談】 上記の東京信用保証協会各支店において、創業に関する相談・申込を受付けています。 （創業アシストプラザ）		

○ 東京都

産業労働局金融部金融課	03（5320）4877	新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19階北側
大島支庁産業課	04992（2）4431	大島町元町字オンダシ 222- 1
三宅支庁産業課	04994（2）1312	三宅村伊豆 642 番地
八丈支庁産業課	04996（2）1113	八丈町大賀郷 2466-2
小笠原支庁産業課	04998（2）2122	小笠原村父島字西町

○ (公財)東京都中小企業振興公社

総合支援課	03(3251)7881～2	千代田区神田佐久間町 1-9
城東支社	03（5680）4631	葛飾区青戸 7-2-5
城南支社	03（3733）6284	大田区南蒲田 1-20-20
多摩支社(産業支援・トスクエア・TAMA)	042（500）3901	昭島市東町 3-6-1

○ 東京都中小企業団体中央会 03（3542）0386 中央区銀座 2-10-18 中小企業会館内

○ 商工会議所

東 京	03（3283）7500	千代田区丸の内 3-2-2
八 王 子	042（623）6311	八王子市大横町 11-1
立 川	042（527）2700	立川市曙町 2-38-5 ビジネスセンタービル 12 階
武 蔵 野	0422（22）3631	武蔵野市吉祥寺本町 1-10-7 武蔵野市立武蔵野商工会館内 6F
青 梅	0428（23）0111	青梅市上町 373-1
むさし府中	042（362）6421	府中市緑町 3-5-2
町 田	042（722）5957	町田市原町田 3-3-22
多 摩	042（375）1211	多摩市関戸 1-1-5

○ 商工会

三鷹	0422 (49) 3111	三鷹市下連雀 3-37-15
小金井市	042 (381) 8765	小金井市前原町 3-33-25
調布市	042 (485) 2214	調布市小島町 2-36-21
狛江市	03 (3489) 0178	狛江市東和泉 1-3-18
小平	042 (344) 2311	小平市小川町 2-1268
東村山市	042 (394) 0511	東村山市本町 2-6-5
西東京 (田無)	042 (461) 4573	西東京市南町 5-6-18 INGビル内
西東京 (保谷)	042 (424) 3600	西東京市住吉町 6-1-5
東久留米市	042 (471) 7577	東久留米市幸町 3-4-12
清瀬	042 (491) 6648	清瀬市松山 2-6-23
国分寺市	042 (323) 1011	国分寺市本多 2-3-3
国立市	042 (575) 1000	国立市富士見台 3-16-4
東大和市	042 (562) 1131	東大和市中心 3-922-14
武蔵村山市	042 (560) 1327	武蔵村山市本町 2-5-1
昭島市	042 (543) 8186	昭島市昭和町 3-10-2 昭島市勤労商工市民センター内
日野市	042 (581) 3666	日野市多摩平 7-23-23
稲城市	042 (377) 1696	稲城市東長沼 2112-1 稲城市地域振興プラザ 2 階
福生市	042 (551) 2927	福生市本町92-5 扶桑会館
日の出町	042 (597) 0270	日の出町平井 3231-1
羽村市	042 (555) 6211	羽村市栄町 2-28-7
瑞穂町	042 (557) 3389	瑞穂町石畑 1973
あきる野 (本所)	042 (559) 4511	あきる野市秋川 1-8 あきる野市庁舎 3 階
〃 (支所)	042 (596) 2511	あきる野市五日市 411
大島町	04992 (2) 3791	大島町元町 1-1-14
新島村 (本所)	04992 (5) 1167	新島村本村 5-1-15
〃 (支所)	04992 (7) 0312	新島村式根島255-1
神津島村	04992 (8) 0232	神津島村 1761
三宅村	04994 (2) 1381	三宅村神着 894
八丈町	04996 (2) 2121	八丈町大賀郷 2551-2
小笠原村	04998 (2) 2666	小笠原村父島字東町
東京都商工会連合会	042 (500) 1140	昭島市東町 3 -6-1

制度一覧

産業育成支援

女性活躍推進

社会課題解決

金融機関提案

小規模事業

一般事業

創業

スタートアップ支援

販路開拓

設備

経営強化

チャレンジ

事業承継

経営安定

借換・再生支援

危機対応

事業・業態転換

緊急

相談窓口

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO



令和 7 年度

東京都中小企業制度融資案内

印刷物規格表 第 1 類

印刷番号 (6) 80

令和 7 年 4 月発行
編集・発行 東京都産業労働局金融部金融課
新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
電話番号 (03)5320-4877
FAX 番号 (03)5388-1464

